

令和元年度スポーツ庁委託事業  
スポーツ界のコンプライアンス強化事業における  
{スポーツ団体に対するモニタリング体制の構築}  
報告書

倫理・コンプライアンス及び団体運営に関する規程の整備等の  
現況に係るアンケート調査結果

令和2年3月  
独立行政法人日本スポーツ振興センター

## 目次

アンケート調査の概要.....	1
調査結果.....	3
1 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況.....	3
2 倫理委員会の設置状況.....	9
3 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況.....	14
4 倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動.....	19
5 団体運営に関する規程等の整備状況.....	27
資料.....	38

## アンケート調査の概要

本調査は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JPSA」という。）に加盟又は準加盟する中央競技団体における、倫理・コンプライアンスに関する規程・制度等の整備・実行状況を確認することが目的であり、2017（平成29）年度<sup>1</sup>、2018（平成30）年度<sup>2</sup>の「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」に引き続き実施するものである。

2019（令和元）年度のアンケート調査では、過去2回実施した倫理・コンプライアンスに関する規程等の整備状況等に関する調査に加え、2019（令和元）年6月にスポーツ庁が「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」<sup>3</sup>を公表したことを受け、団体運営に関する規程等の整備状況に関する調査項目を新たに設けた。

回答結果は、以下の分類に従って集計し、比較分析を行った。

分類名	説明
全体	全ての回答を統合した集計結果。
JSP0/JOC加盟等団体	JSP0及びJOCの加盟並びに準加盟団体の回答集計結果。集計表では「JSP0/JOC」と表記。
JPSA加盟等団体	JPSAの加盟及び準加盟団体の回答集計結果。集計表では「JPSA」と表記。
オリンピック競技団体	JOC加盟等団体のうち、2020年東京オリンピック競技大会及び2022年北京オリンピック冬季競技大会における実施競技の中央競技団体の回答集計結果。集計表では「オリ競技」と表記。
パラリンピック競技団体	JPSA加盟等団体のうち、日本パラリンピック委員会（以下、「JPC」という。）に加盟し、且つ2020年東京パラリンピック競技大会及び2022年北京パラリンピック競技大会における実施競技の中央競技団体の回答集計結果。集計表では「パラ競技」と表記。

アンケートに用いた調査票（全25問）は、巻末に資料1として掲載する。また、調査対象となった団体一覧は巻末の資料2及び3に掲げた。

### 調査概要

- (1) 対象団体 JSP0、JOC、JPSA加盟団体及び準加盟団体（147団体）<sup>4</sup>

<sup>1</sup> 平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価の実施」報告書、16～23頁

[https://www.mext.go.jp/prev\\_sports/comp/a\\_menu/sports/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/14/1404839\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/14/1404839_1.pdf)

<sup>2</sup> 平成30年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるスポーツ団体に対するモニタリング体制の構築」報告書、17～28頁

[https://www.mext.go.jp/sports/content/1419561\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/1419561_02.pdf)

<sup>3</sup> スポーツ庁ホームページ「スポーツ団体ガバナンスコード」

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm)

<sup>4</sup> 準加盟団体を含む。なお、JSP0、JOC、JPSAのいずれにも加盟している中央競技団体については、

(2) 実施期間 令和2年2月28日（金）～3月16日（月）<sup>5</sup>

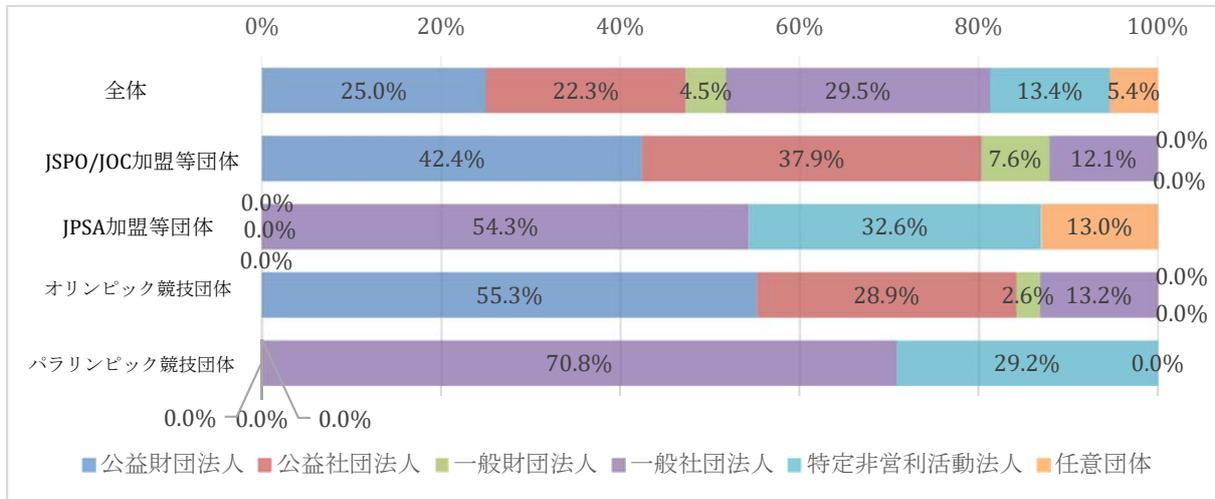
(3) 依頼・回答方法 各団体事務局に書面郵送でアンケートへの協力を依頼し、回答はWebアンケートフォームに入力する形式とした。

(4) 回答数・回収率

	回答数/対象団体	回収率
全体	112/147	76.2%
JSP0/JOC加盟等団体	66/76	86.8%
JPSA加盟等団体	46/71	64.8%
オリンピック競技団体	38/42	90.5%
パラリンピック競技団体	24/26	92.3%

- (5) 留意事項
- ・ パーセンテージ表示は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示した。そのため、集計表の構成比の合計が100%とはならない場合がある。
  - ・ 自由記述による回答内容については、回答した団体を特定する情報や明らかな誤字・脱字を削除又は修正している。
  - ・ 一部の設問で回答がなかった団体があったが、排除はせず集計している。

回答のあった団体の法人格別の集計は以下のとおりである。



法人格	全体	JSP0/JOC	JPSA	オリ競技	パラ競技
全体	112 100.0%	66 100.0%	46 100.0%	38 100.0%	24 100.0%
公益財団法人	28 25.0%	28 42.4%	0 0.0%	21 55.3%	0 0.0%
公益社団法人	25 22.3%	25 37.9%	0 0.0%	11 28.9%	0 0.0%
一般財団法人	5 4.5%	5 7.6%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%
一般社団法人	33 29.5%	8 12.1%	25 54.3%	5 13.2%	17 70.8%
特定非営利活動法人	15 13.4%	0 0.0%	15 32.6%	0 0.0%	7 29.2%
任意団体	6 5.4%	0 0.0%	6 13.0%	0 0.0%	0 0.0%

JSP0/JOC加盟等団体として集計し、JPSA加盟等団体及びパラリンピック競技団体の集計からは除外

<sup>5</sup> 回答期限後に7団体から回答提出があり、これらの団体の回答も合わせて集計している。

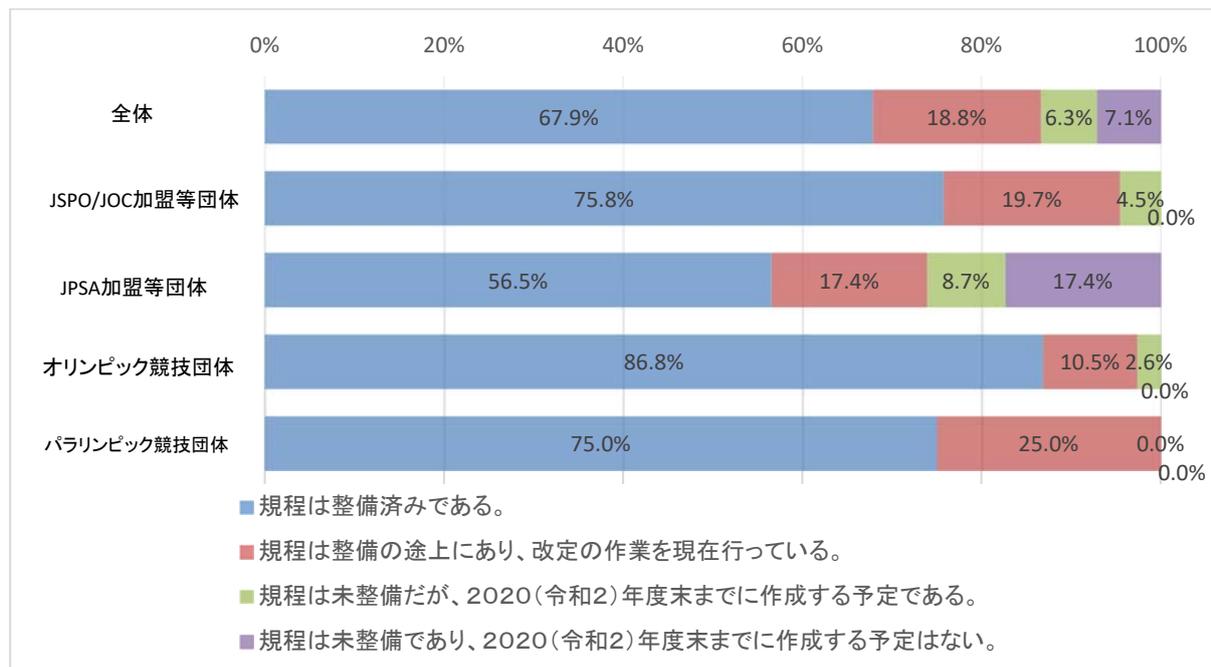
## 調査結果

### 1 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況

Q 1-(1) 倫理・コンプライアンスに関する規程を整備していますか。

<集計結果>

- 改定作業中の団体を含めると、全体で85%以上、オリンピック競技及びパラリンピック競技の団体では、ほぼ全ての団体が倫理・コンプライアンスに関する規程の整備を行っている状況である。



	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1 規程は整備済みである。	76	67.9%	50	75.8%	26	56.5%	33	86.8%	18	75.0%
2 規程は整備の途上であり、改定の作業を現在行っている。	21	18.8%	13	19.7%	8	17.4%	4	10.5%	6	25.0%
3 規程は未整備だが、2020(令和2)年度末までに作成する予定である。	7	6.3%	3	4.5%	4	8.7%	1	2.6%	0	0.0%
4 規程は未整備であり、2020(令和2)年度末までに作成する予定はない。	8	7.1%	0	0.0%	8	17.4%	0	0.0%	0	0.0%

「④規程は未整備であり、2020(令和2)年度末までに作成する予定はない」を選択した団体の回答

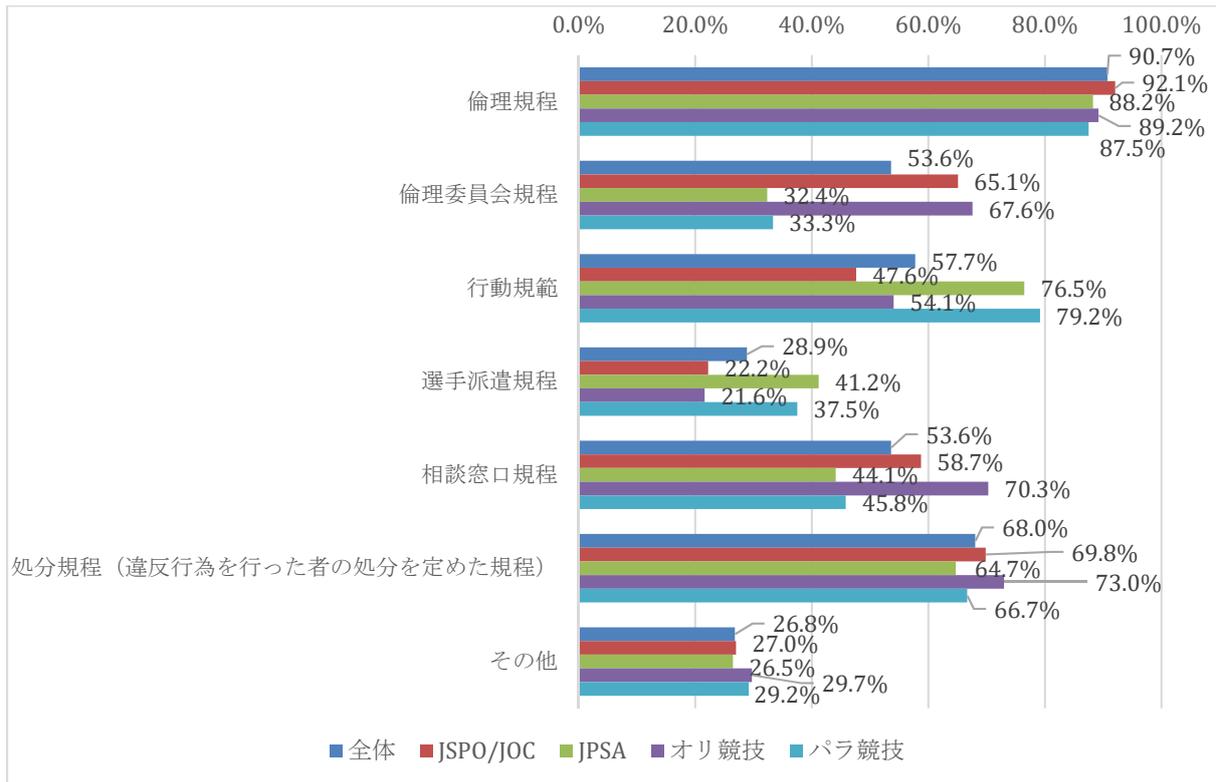
- 組織が未成熟のため、まだコンプライアンスの検討段階に入っていない。しかし、コンプライアンスのシステムは必要不可欠なものであり、我々も整備の必要性は感じている。
- 小規模団体(47都道府県中19加盟)であり、活動も活発ではないため。
- 今後整備する予定であるが、まだ時間がかかる予定
- 現在未整備だが、今後の必要性を5月理事会で協議する予定である。
- NPO法人とは言え 団体そのもの、組織、規程、運営、意識などは 未だ同好会レベルのままである。またこの先組織は縮小していくと思われ、そのなかで整備していくというレベルにない。
- 必要とは考えているが、間に合っていない。
- 本連盟は、法人格を有していない任意の団体で、当面、現在の組織スタイルを継続する予定。規定などの整備はしていないが、コンプライアンス研修会への参加等は毎年行っており、理事、役員、会員へ周知をし、意識向上を図っている。
- 当連盟独自の事業がないため、整備は考えていない。管轄の上位団体の規程に準ずるという体制で現状は間に合うと認識している。

Q 1-(2) 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の中で該当すると考えられる規程を回答してください。

※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

<集計結果>

- いずれの分類の集計においても、90%前後の団体が倫理規程を選択している。
- 自由記述（「⑦その他」を選択し回答）の回答から、団体によっては、コンプライアンス規程等を別途策定している、あるいは複数の要素を一つにまとめた規程を策定していることがうかがえる。



	全体	全体		JSP0/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1	倫理規程	88	90.7%	58	92.1%	30	88.2%	33	89.2%	21	87.5%
2	倫理委員会規程	52	53.6%	41	65.1%	11	32.4%	25	67.6%	8	33.3%
3	行動規範	56	57.7%	30	47.6%	26	76.5%	20	54.1%	19	79.2%
4	選手派遣規程	28	28.9%	14	22.2%	14	41.2%	8	21.6%	9	37.5%
5	相談窓口規程	52	53.6%	37	58.7%	15	44.1%	26	70.3%	11	45.8%
6	処分規程(違反行為を行った者の処分を定めた規程)	66	68.0%	44	69.8%	22	64.7%	27	73.0%	16	66.7%
7	その他	26	26.8%	17	27.0%	9	26.5%	11	29.7%	7	29.2%

「⑦その他」を選択した団体の回答

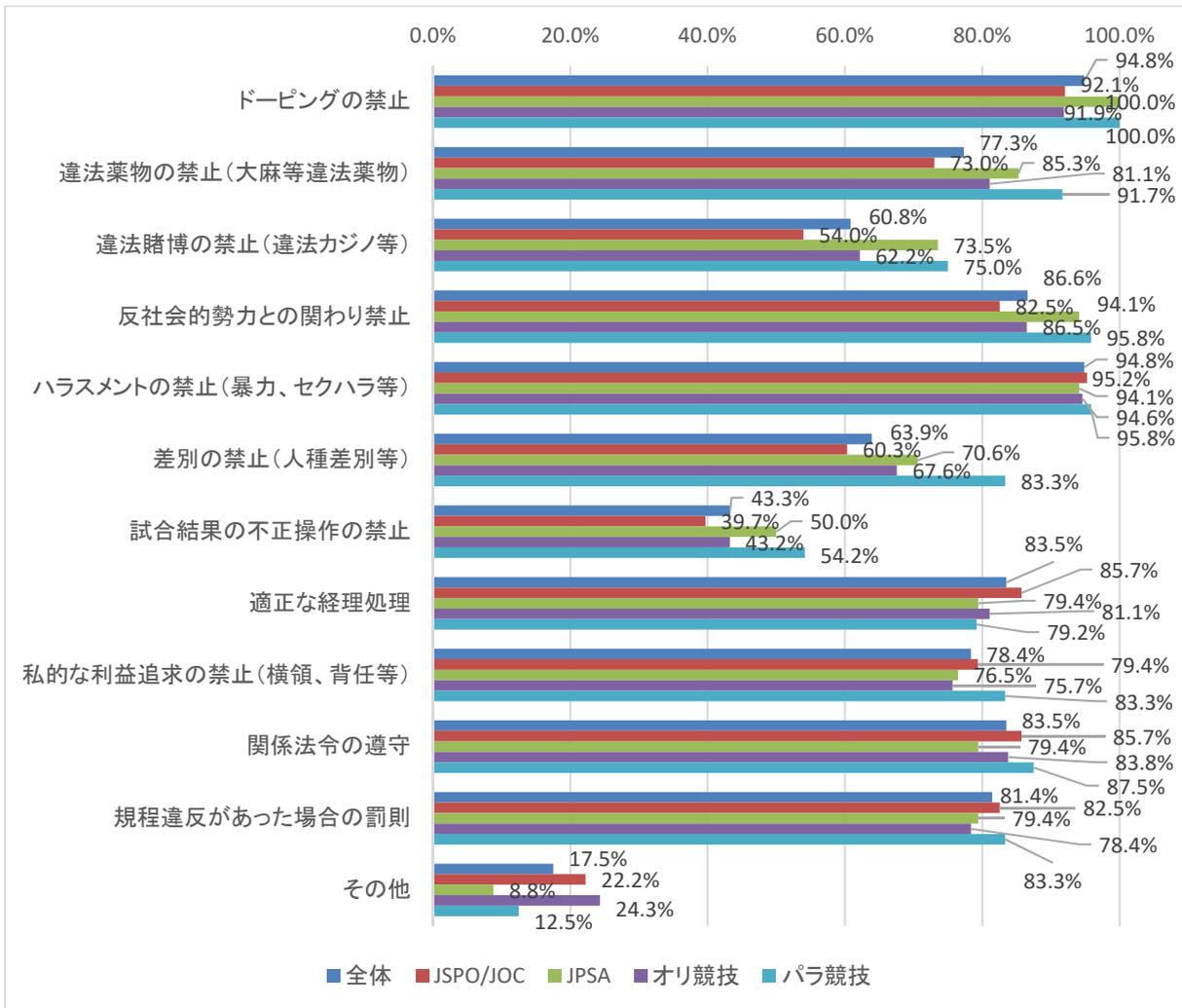
- 調査委員会・審査委員会設置規程：通報等により知りえた不正と思われる行為について、事実調査、違反行為の認定及び違反行為に対する処分の決定を行う委員会の規定
- 別途、競技に関するものについて規律規程、競技外のものについて裁定規程を整備し、委員会についても記載している。
- 規程名:規律規程①、②、⑥の規定を包括的にしたもの
- 個人情報保護
- アンチ・ドーピング規程
- 役員・職員倫理規程、コンプライアンス委員会要綱
- コンプライアンスマニュアル

- 反社会勢力遮断規則、アンチ・ドーピング規則
- 倫理ガイドライン：不適切行為・不正経理の禁止・適切な選手選考・社会規範の遵守等について規定。競技者規程：会員の禁止事項等について規定。処分については、倫理規程内に条項を設置。
- 協会及び加盟団体における倫理に関する指針。2018年12月に協力団体にも水平展開済。
- 行動規範は別途定めている。選手派遣規程は、「国際競技会派遣選手選考基準」として理事会承認をとり、ホームページへ掲載している。
- 賞罰規程
- 行動規範は、全日本ナショナルチームメンバー行動規範、選手派遣規程は選手海外派遣規程が該当規範、規程
- 倫理規定以外は整備中。
- 定義、経営方針、役職員の責務、禁止事項、利益相反義務、組織、開催、相談・通報etc
- 代表選手（ナショナルチーム）・強化選手・スタッフ等の行動規範
- ナショナルチーム選考規程…選手派遣の規程やナショナルチーム選考に係る規定が記載されています。
- コンプライアンス規程、選手規律規程、国内クラス分け規定、選手のクラス分けに関する準則、アンチ・ドーピング規定
- コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、アンチ・ドーピング規程（準備中）
- 倫理に関するガイドライン、ドーピング防止規程
- 強化指定選手規定
- 倫理に関するガイドライン
- 規律規程
- コンプライアンス（法令遵守）管理規程：コンプライアンス違反の疑いがある場合の手順について記載している。
- アンチ・ドーピング規程
- コンプライアンス規程、懲戒規程、アンチ・ドーピング規程

Q 1-(3) 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。  
 ※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

<集計結果>

- いずれの分類においても、90%以上の団体が「ドーピングの禁止」及び「ハラスメントの禁止」を規定していると回答している。
- 「違法賭博の禁止」及び「試合結果の不正操作の禁止」を規定する団体は50%前後に留まる状況であった。



	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
全体	97	100.0%	63	100.0%	34	100.0%	37	100.0%	24	100.0%	
1	ドーピングの禁止	92	94.8%	58	92.1%	34	100.0%	34	91.9%	24	100.0%
2	違法薬物の禁止(大麻等違法薬物)	75	77.3%	46	73.0%	29	85.3%	30	81.1%	22	91.7%
3	違法賭博の禁止(違法カジノ等)	59	60.8%	34	54.0%	25	73.5%	23	62.2%	18	75.0%
4	反社会的勢力との関わり禁止	84	86.6%	52	82.5%	32	94.1%	32	86.5%	23	95.8%
5	ハラスメントの禁止(暴力、セクハラ等)	92	94.8%	60	95.2%	32	94.1%	35	94.6%	23	95.8%
6	差別の禁止(人種差別等)	62	63.9%	38	60.3%	24	70.6%	25	67.6%	20	83.3%
7	試合結果の不正操作の禁止	42	43.3%	25	39.7%	17	50.0%	16	43.2%	13	54.2%
8	適正な経理処理	81	83.5%	54	85.7%	27	79.4%	30	81.1%	19	79.2%
9	私的な利益追求の禁止(横領、背任等)	76	78.4%	50	79.4%	26	76.5%	28	75.7%	20	83.3%
10	関係法令の遵守	81	83.5%	54	85.7%	27	79.4%	31	83.8%	21	87.5%
11	規程違反があった場合の罰則	79	81.4%	52	82.5%	27	79.4%	29	78.4%	20	83.3%
12	その他	17	17.5%	14	22.2%	3	8.8%	9	24.3%	3	12.5%

「⑫その他」を選択した団体の回答

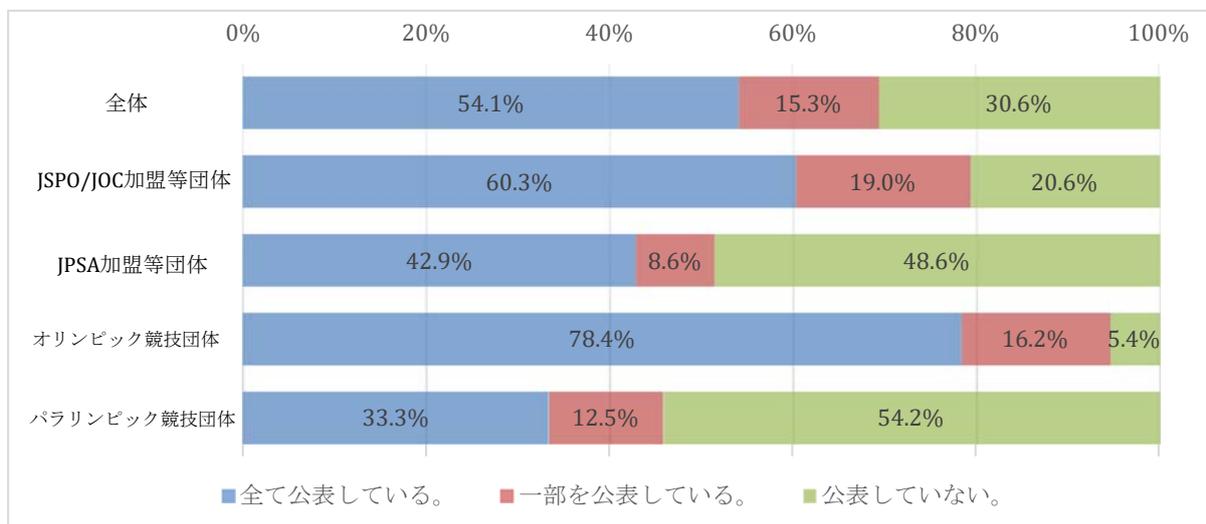
- その他、当競技に関し、直接または間接を問わず、品位を失う非行を行うこと。
- 信用失墜行為の禁止
- 不公平・不透明な選考の防止
- 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- ドーピングの禁止：「ルールブック」に記載、ハラスメントの禁止：「倫理に関するガイドライン」に記載
- 関係法令の遵守ではなく、社会規範に反する行為としている。
- 役員等及び職員、この法人が設ける登録制度に登録する指導者・選手等は、法令及びこの法人の定める規則並びに関係する国際規則を遵守しなければならない。
- 「違法賭博の禁止」、「反社会勢力との関わり禁止」、「差別の禁止」、「試合結果の不正操作の禁止」項目は行動規範で定めている。
- 反社会的勢力との関わり禁止、関係法令の遵守等、規程に追加する改定作業を行っている。
- 行動規範の遵守
- 受動喫煙
- 無免許運転、飲酒運転、未成年の飲酒・喫煙、過剰接待
- 競技の特性から、安全についての規程厳守と失格等について
- 社会への貢献、名誉棄損行為等の禁止、礼儀礼節の保持、喫煙と飲酒について、利益相反の禁止
- 情報漏洩、管理監督責任
- 未成年者の飲酒、喫煙の禁止、受動喫煙防止、SNSの活用と責任

Q 1-(4) 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。

※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。

<集計結果>

- 「全て公表している」団体は、全体では54.1%、オリンピック競技団体では78.4%となる一方、JPSA加盟等団体では42.9%、パラリンピック競技団体では33.3%に留まる結果となった。



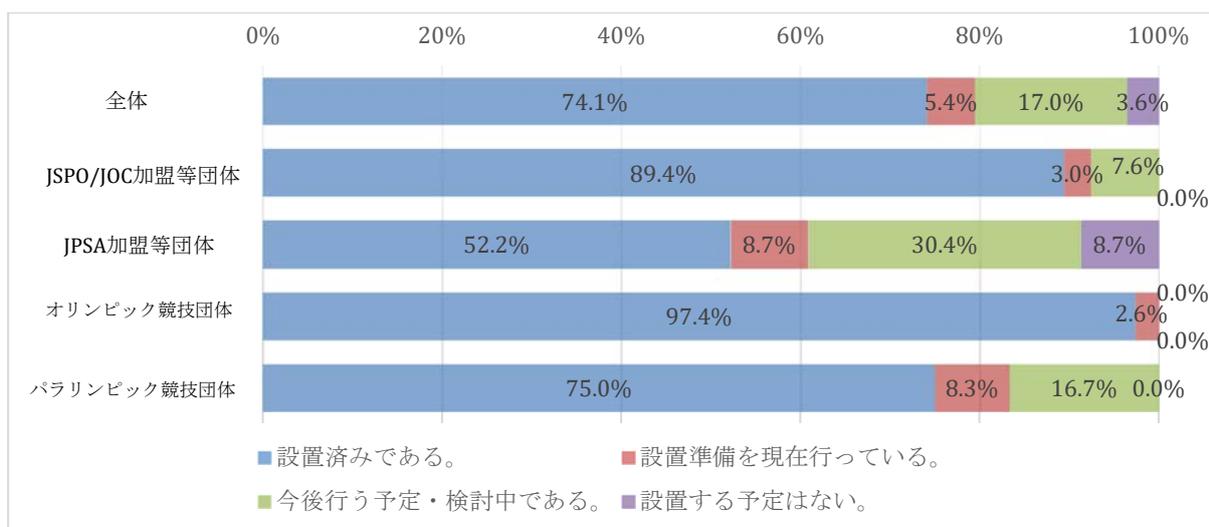
		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		98	100.0%	63	100.0%	35	100.0%	37	100.0%	24	100.0%
1	全て公表している。	53	54.1%	38	60.3%	15	42.9%	29	78.4%	8	33.3%
2	一部を公表している。	15	15.3%	12	19.0%	3	8.6%	6	16.2%	3	12.5%
3	公表していない。	30	30.6%	13	20.6%	17	48.6%	2	5.4%	13	54.2%

## 2 倫理委員会の設置状況

Q 2-(1) 倫理委員会（倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ）の設置状況についてご回答ください。

<集計結果>

- ・ 「設置済みである」と回答した団体は、JSPO/JOC加盟等団体では89.4%、オリンピック競技団体では97.4%となる一方、JPSA加盟等団体では52.2%、パラリンピック競技団体では75.0%という結果であった。
- ・ 「設置する予定はない」と回答した団体（4団体）は、いずれもパラリンピック競技ではないJPSA加盟等団体となる。



	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1 設置済みである。	83	74.1%	59	89.4%	24	52.2%	37	97.4%	18	75.0%
2 設置準備を現在行っている。	6	5.4%	2	3.0%	4	8.7%	1	2.6%	2	8.3%
3 今後行う予定・検討中である。	19	17.0%	5	7.6%	14	30.4%	0	0.0%	4	16.7%
4 設置する予定はない。	4	3.6%	0	0.0%	4	8.7%	0	0.0%	0	0.0%

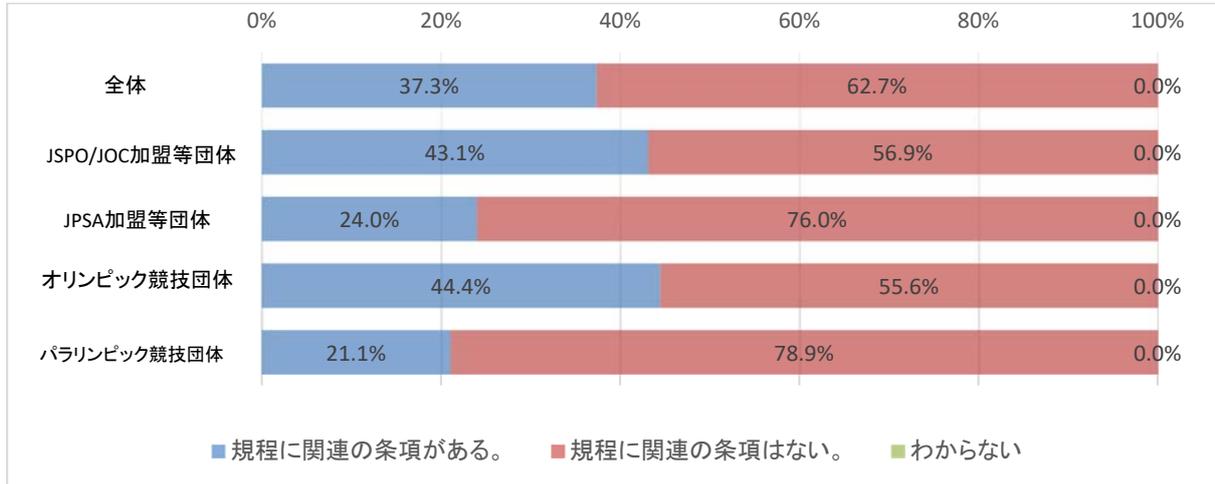
「④設置する予定はない」を選択した団体の回答

- ・ 人員不足のため
- ・ この先 組織的にも、人的にも縮小していく状況にあり、人的、内的体制も含め、整備していくという環境にない。
- ・ 本連盟の組織の中では設置は難しい。事務専門の担当もおらず、事務所もない。理事は、全国各地におり、人員的にも厳しい状況。
- ・ 現状、会員は全国に5名ほどしかおらず、委員会を設置するには至っていない。

Q 2-(2) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。  
 ※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

<集計結果>

- ・ 倫理委員会に外部有識者を加えることについて、「規程に関連の条項がある」と回答した団体は、いずれの分類においても50%を下回る結果となった。



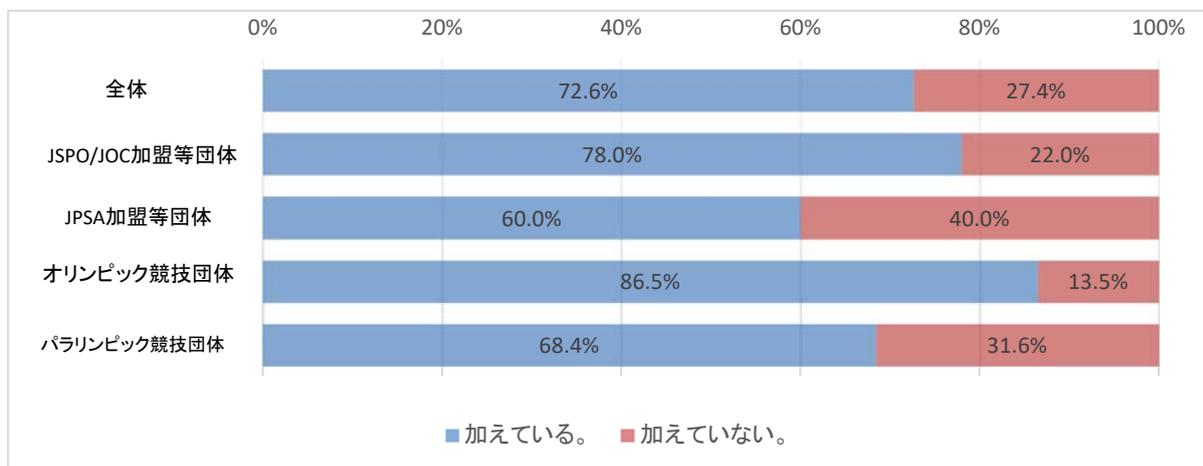
	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	83	100.0%	58	100.0%	25	100.0%	36	100.0%	19	100.0%
1 規程に関連の条項がある。	31	37.3%	25	43.1%	6	24.0%	16	44.4%	4	21.1%
2 規程に関連の条項はない。	52	62.7%	33	56.9%	19	76.0%	20	55.6%	15	78.9%
3 わからない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

Q 2-(3) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。

※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

<集計結果>

- 前問において、規程に外部有識者を加える条項がある団体は全体で37.3%と少ない状況であることを確認したが、全体で72.6%（オリンピック競技団体では86.5%）の団体が既に倫理委員会に外部有識者を「加えている」と回答している。



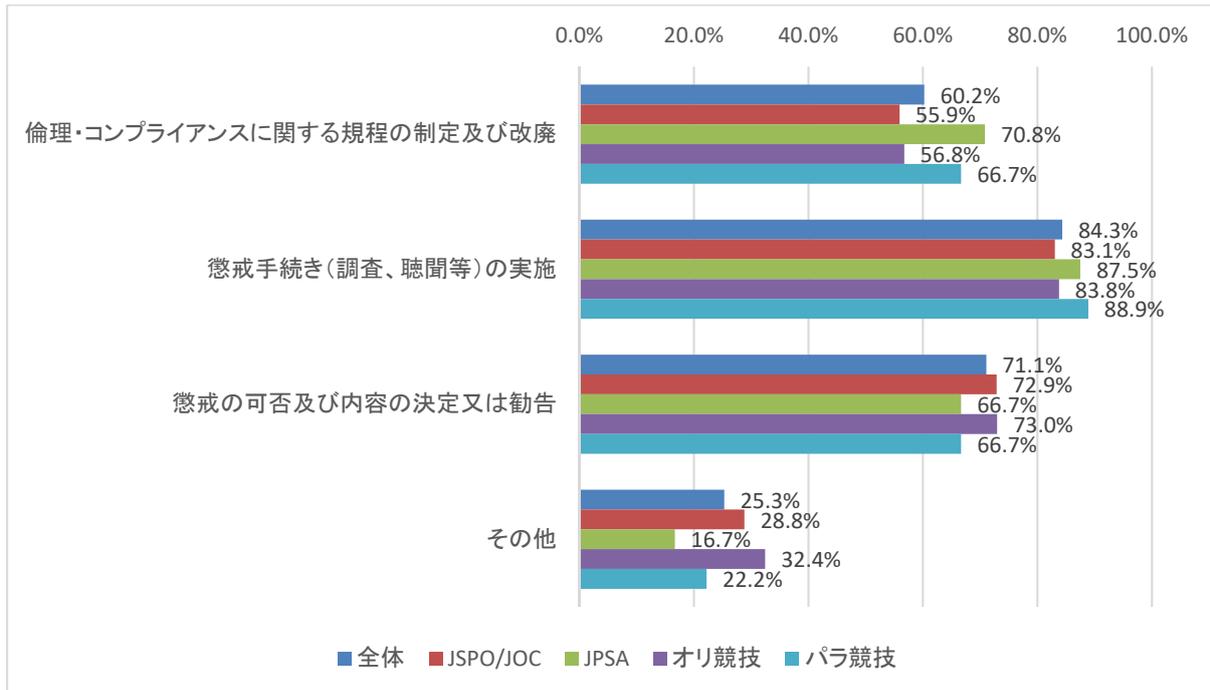
		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		84	100.0%	59	100.0%	25	100.0%	37	100.0%	19	100.0%
1	加えている。	61	72.6%	46	78.0%	15	60.0%	32	86.5%	13	68.4%
2	加えていない。	23	27.4%	13	22.0%	10	40.0%	5	13.5%	6	31.6%

Q 2-(4) 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。

※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

<集計結果>

- ・ 「懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施」がいずれの分類においても80%を超え、「懲戒の可否及び内容の決定又は勧告」（全体で71.1%）、「倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃」（全体で60.2%）を選択する団体もそれぞれ高い割合を示した。
- ・ 自由記述（「④その他」を選択し回答）において、倫理委員会の所掌事項として、団体のコンプライアンスに関する方針の検討や、教育啓発を挙げる団体もあった。



	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	83	100.0%	59	100.0%	24	100.0%	37	100.0%	18	100.0%
1 倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃	50	60.2%	33	55.9%	17	70.8%	21	56.8%	12	66.7%
2 懲戒手続き(調査、聴聞等)の実施	70	84.3%	49	83.1%	21	87.5%	31	83.8%	16	88.9%
3 懲戒の可否及び内容の決定又は勧告	59	71.1%	43	72.9%	16	66.7%	27	73.0%	12	66.7%
4 その他	21	25.3%	17	28.8%	4	16.7%	12	32.4%	4	22.2%

「④その他」を選択した団体の回答

- ・ ①コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項、②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項、③加盟団体、その他の者による本連盟の定款、コンプライアンス規程、その他諸規定の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項、④通報相談窓口の運営に関する事項、⑤本連盟の各種規程案の策定に関する事項、⑥その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項※設問①については理事会、同②については調査委員会、同③については審査委員会が所掌
- ・ 競技の特性上で発生する、安全義務違反及び管理・暴発による事故等の再発防止策の検討
- ・ 本協会のコンプライアンスに関する方針の検討
- ・ 第2条 委員会は、本連盟の倫理に関する次の事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。(1) 本連盟の役職員及び会員の綱紀粛正に関すること (2) 綱紀粛正の周知徹底を図るとともに、必要に応じ調査・審問・事実確認等を行い、その結果を会長並びに倫理委員会委員長に具申する (3) 倫理規定の

整備、倫理・社会規範意識の啓蒙活動に関すること（４）通報・相談窓口に関すること（５）その他、倫理活動事業の目的達成に必要なこと

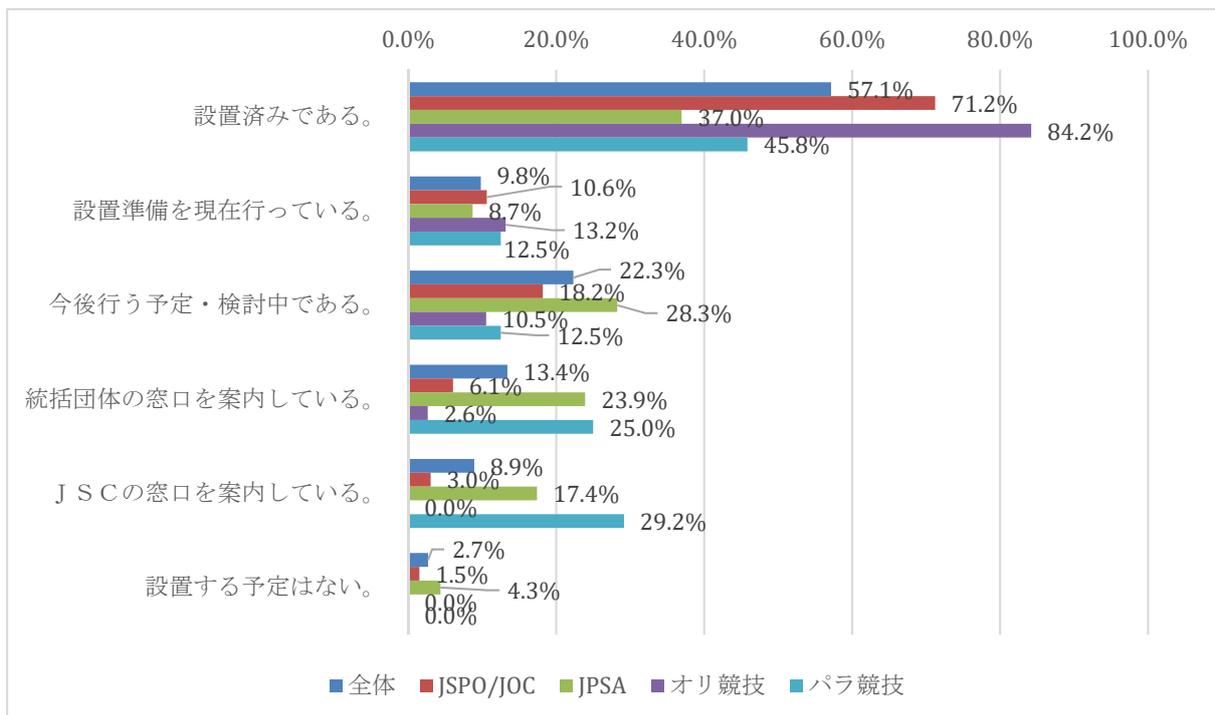
- ・ コンプライアンスに係る啓発及び教育研修の実施違反行為事案の再発防止策の策定
- ・ 委員会に訴えがあった問題点を把握・整理し、対策を実施すること倫理・社会規範意識の啓発活動に関すること
- ・ 処分に関する意見答申
- ・ 登録会員処分規程に「懲戒手続き」「懲戒の可否及び内容の決定又は勧告」を記載
- ・ 理事会からの付託事項に関すること
- ・ 懲戒処分案作成し、理事会に諮るとしている。
- ・ コンプライアンスの周知啓発
- ・ 倫理に関する事項の統轄・綱紀粛正の推進
- ・ この法人及び役員及び職員の綱紀粛正の維持・推進に関すること、法令違反及び倫理違反及び倫理に関する指針並びにコードオブコンダクトの違反に対する処分に関すること、コンプライアンス室の調査に基づき規程違反と認められる場合会長に報告。会長は常務理事会決議を経て倫理委員会に対し事実調査に基づく処分審査と処分案につき諮問を行い、倫理委員会は処分案を会長に書面にて答申。
- ・ （１）本連盟の役員、委員及び職員並びに登録競技者の綱紀粛正の推進に関すること。（２）本連盟加盟団体について、本連盟の加盟団体規程など関係規程の遵守に関すること。（３）前２項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。
- ・ 倫理規程内に記載
- ・ コンプライアンス委員会で処分案を審議し理事会へ具申を行い、理事会において処分の決議を行っている。
- ・ 違反の認定を行い、理事会に報告する。
- ・ 相談窓口
- ・ 契約に関する助言、コンプライアンスの強化・推進、相談窓口の運用・管理、知的財産権の管理、財務管理支援、広報・事務局運営への助言・指導関連補助金の申請および受給業務
- ・ ①～③ほど具体的に定めていない。

### 3 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況

Q 3-(1) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況についてご回答ください。  
(複数回答可)

<集計結果>

- ・ 相談窓口を「設置済みである」団体は、JSP0/JOC加盟等団体で71.2%、オリンピック競技団体では84.2%になる一方、JPSA加盟等団体では37.0%、パラリンピック競技団体では45.8%に留まっている状況である。
- ・ 「統括団体の窓口を案内している」又は「JSCの窓口を案内している」団体は、JPSA加盟等団体及びパラリンピック競技団体に集中している。自らの団体で設置・運営が難しい団体は、統括団体及びJSCの窓口を案内し対応していることが推察される。



	全体		JSP0/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1 設置済みである。	64	57.1%	47	71.2%	17	37.0%	32	84.2%	11	45.8%
2 設置準備を現在行っている。	11	9.8%	7	10.6%	4	8.7%	5	13.2%	3	12.5%
3 今後行う予定・検討中である。	25	22.3%	12	18.2%	13	28.3%	4	10.5%	3	12.5%
4 統括団体の窓口を案内している。	15	13.4%	4	6.1%	11	23.9%	1	2.6%	6	25.0%
5 JSCの窓口を案内している。	10	8.9%	2	3.0%	8	17.4%	0	0.0%	7	29.2%
6 設置する予定はない。	3	2.7%	1	1.5%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%

「⑥設置する予定はない」を選択した団体の回答

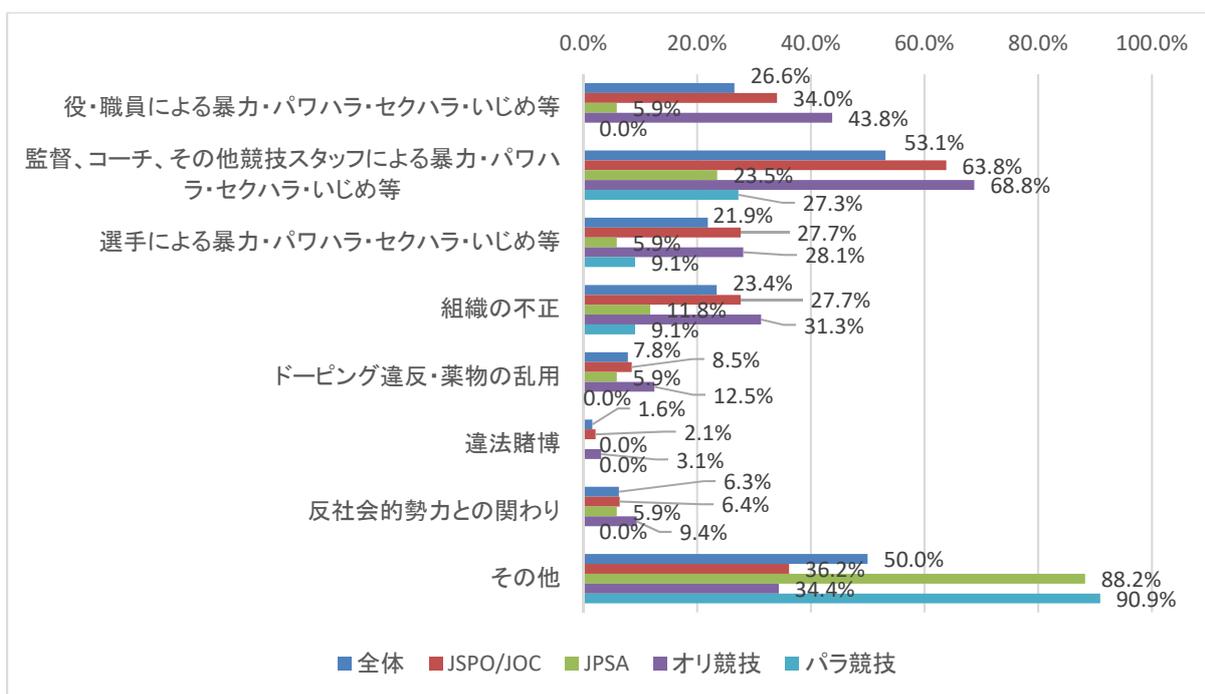
- ・ 人員及び予算の問題。統括団体等の窓口は対象者に該当しない。
- ・ 人員不足のため。
- ・ この先 組織的にも、人的にも縮小していく状況にあり、人的、内部体制も含め、整備していく環境にない。

Q 3-(2) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕について  
ご回答ください。

※(3)-1で①と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

<集計結果>

- ・ 相談内容は、「監督、コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等」が、いずれの分類においても最も高い割合を示した。
- ・ なお、相談窓口を設置済みも、アンケート回答時点で相談受付実績が無いと回答した団体（「⑧その他」を選択し、「相談実績なし」等と回答した団体）は、全体の25.0%（16団体）あり。



	全体	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	64	100.0%	47	100.0%	17	100.0%	32	100.0%	11	100.0%	
1 役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	17	26.6%	16	34.0%	1	5.9%	14	43.8%	0	0.0%	
2 監督、コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	34	53.1%	30	63.8%	4	23.5%	22	68.8%	3	27.3%	
3 選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	14	21.9%	13	27.7%	1	5.9%	9	28.1%	1	9.1%	
4 組織の不正	15	23.4%	13	27.7%	2	11.8%	10	31.3%	1	9.1%	
5 ドーピング違反・薬物の乱用	5	7.8%	4	8.5%	1	5.9%	4	12.5%	0	0.0%	
6 違法賭博	1	1.6%	1	2.1%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	
7 反社会的勢力との関わり	4	6.3%	3	6.4%	1	5.9%	3	9.4%	0	0.0%	
8 その他	32	50.0%	17	36.2%	15	88.2%	11	34.4%	10	90.9%	

「⑧その他」を選択した団体の回答

- ・ 登録選手の非行・公認大会における出場カテゴリに関する不満
- ・ 相談実績なし
- ・ クラス分け違反行為の疑い
- ・ 競技規則違反、組織利用の商行為、組織役員への会計報告義務違反、当会への誹謗
- ・ 現在まで相談事例はありません。
- ・ 現在まで、具体的な相談事項はない。
- ・ 会員の占有離脱物に関する通報
- ・ 段級位の不正取得

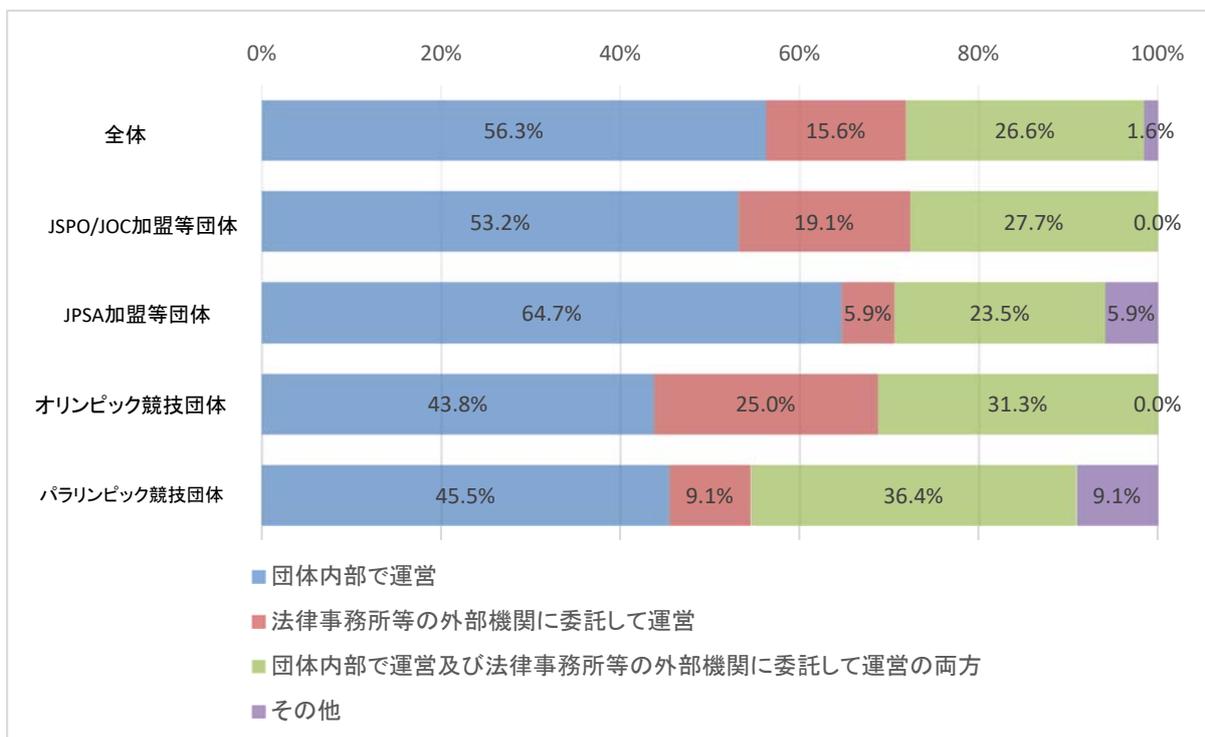
- 現在相談件数はない。
- マルチ商法と思しき勧誘の苦情など
- 現段階ではありません。
- 実績なし
- 今までに相談を受けた実績はまだない。
- 現在までに相談はない。
- 審判員への苦情
- 知的障害選手の大会イベントへの問合せ、応援など
- 競技におけるハラスメント及び暴力行為
- 2013年、協会独自の窓口を設置しているが、実績がない。
- 相談窓口に寄せられた実績はない。
- 苦情など
- 何事も真面目に取り組んでいる人よりも要領のいい人が上位にたっている等
- 会員の処遇に対する不満等
- スポーツ事故、プロ契約違反の告発、不倫等の異性問題、異常な審判行為の告発、ジュニア大会運営の改善要求、外部関連団体の不正行為、選手選考問題、パワハラ、ドーピング問合せ、施設利用後の整理整頓、指導者の指導態度及び言葉のパワハラ、個人情報保護問題、盗撮行為に対する対策、八百長防止策を含む日本協会のスポーツ・インテグリティの取り組み
- 現在のところ相談はない。
- 加盟団体内での組織運営が不適切
- 実績なし
- 実績はございません。
- 無
- 相談実績なし
- まだ設置したばかり、寄せられていない。
- 安全管理上でのトラブル（考え方の相違）への仲裁。練習場での危険行為への指導によるトラブル、その仲裁。
- 指導者層（町道場レベル）からのハラスメント行為、道場移籍トラブルについて

Q 3-(3) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。

※3-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

<集計結果>

- ・ 50%前後の団体が、「団体内部で運営」と回答している。
- ・ 「法律事務所等の外部機関に委託して運営」と回答した団体は、オリンピック競技団体では25.0%と高い割合を示す一方、JPSA加盟等団体、パラリンピック競技団体ではそれぞれ、5.9%、9.1%に留まる結果となった。



		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		64	100.0%	47	100.0%	17	100.0%	32	100.0%	11	100.0%
1	団体内部で運営	36	56.3%	25	53.2%	11	64.7%	14	43.8%	5	45.5%
2	法律事務所等の外部機関に委託して運営	10	15.6%	9	19.1%	1	5.9%	8	25.0%	1	9.1%
3	団体内部で運営及び法律事務所等の外部機関に委託して運営の両方	17	26.6%	13	27.7%	4	23.5%	10	31.3%	4	36.4%
4	その他	1	1.6%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	1	9.1%

「④その他」を選択した団体の回答

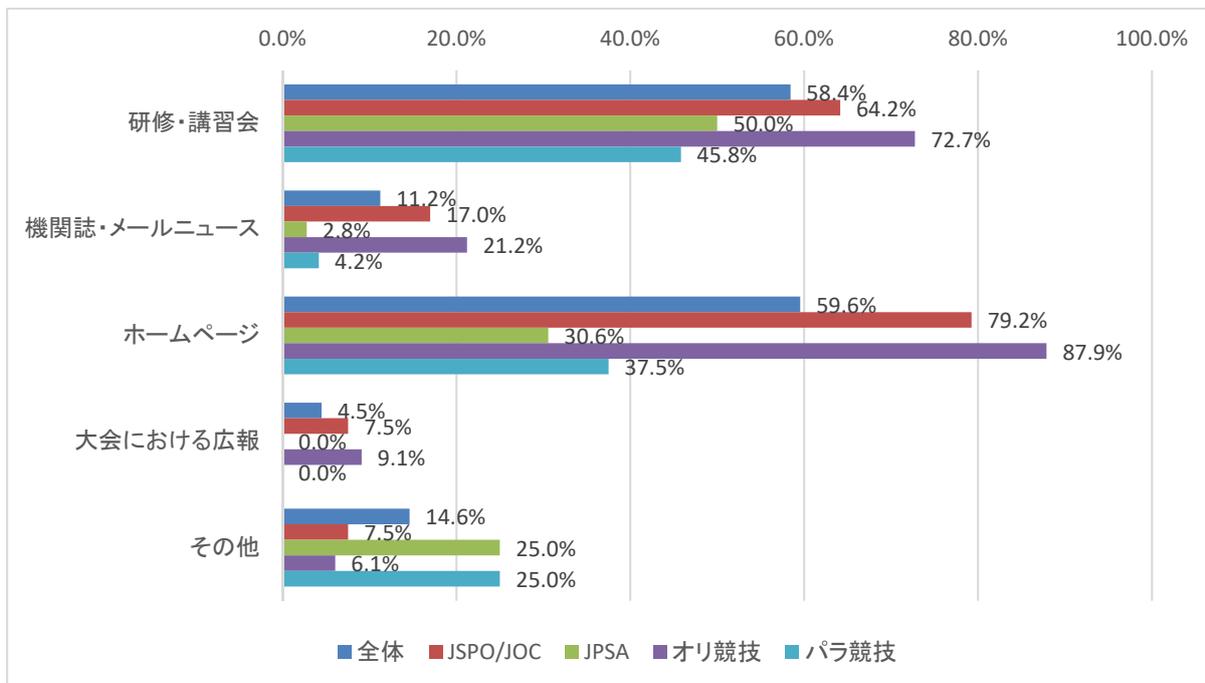
- ・ 今後は外部機関を採用予定

Q 3-(4) 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。

※3-(1)で①、④、⑤のいずれかを選択した団体のみお答えください。複数回答可

<集計結果>

- ・ いずれの分類においても、相談窓口周知の手段として「研修・講習会」及び「ホームページ」を選択する団体の割合が最も高い結果となった。



	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	89	100.0%	53	100.0%	36	100.0%	33	100.0%	24	100.0%
1 研修・講習会	52	58.4%	34	64.2%	18	50.0%	24	72.7%	11	45.8%
2 機関誌・メールニュース	10	11.2%	9	17.0%	1	2.8%	7	21.2%	1	4.2%
3 ホームページ	53	59.6%	42	79.2%	11	30.6%	29	87.9%	9	37.5%
4 大会における広報	4	4.5%	4	7.5%	0	0.0%	3	9.1%	0	0.0%
5 その他	13	14.6%	4	7.5%	9	25.0%	2	6.1%	6	25.0%

「⑤その他」を選択した団体の回答

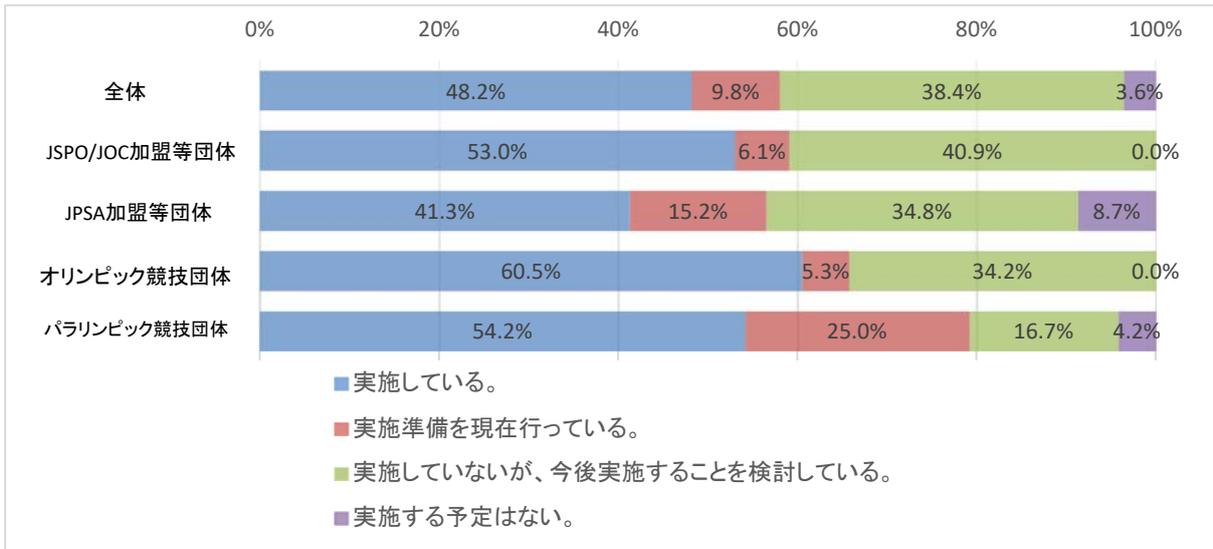
- ・ メールで案内
- ・ 運営諸規定集の配布
- ・ 強化委員会での案内
- ・ 年1回の理事会で
- ・ アスリート委員会で周知徹底している。
- ・ 合宿における周知
- ・ 文書配布
- ・ JSCより頂いたリーフレット等を配布。
- ・ ナショナルチーム選手（ジュニアを含む）、コーチ、スタッフに対しては合宿時等のミーティング等にて情報共有を行う。
- ・ 全国理事会での連絡→各傘下団体を通じた広報
- ・ 研修会で実施予定
- ・ 合宿などで周知
- ・ 民間発行の専門雑誌へ相談窓口について紹介している。

#### 4 倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動

Q 4-(1) 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外)

<集計結果>

- ・ 「実施している」と回答した団体は全体で48.2%という結果であった。
- ・ 自由記述（「①実施している」を選択し回答）による回答から、理事会や評議委員会・社員総会等の役員会開催時に研修会を開催している事例が多く確認された（20団体、全体の17.8%）。



	全体		JSP0/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1 実施している。	54	48.2%	35	53.0%	19	41.3%	23	60.5%	13	54.2%
2 実施準備を現在行っている。	11	9.8%	4	6.1%	7	15.2%	2	5.3%	6	25.0%
3 実施していないが、今後実施することを検討している。	43	38.4%	27	40.9%	16	34.8%	13	34.2%	4	16.7%
4 実施する予定はない。	4	3.6%	0	0.0%	4	8.7%	0	0.0%	1	4.2%

「①実施している」を選択した団体の回答

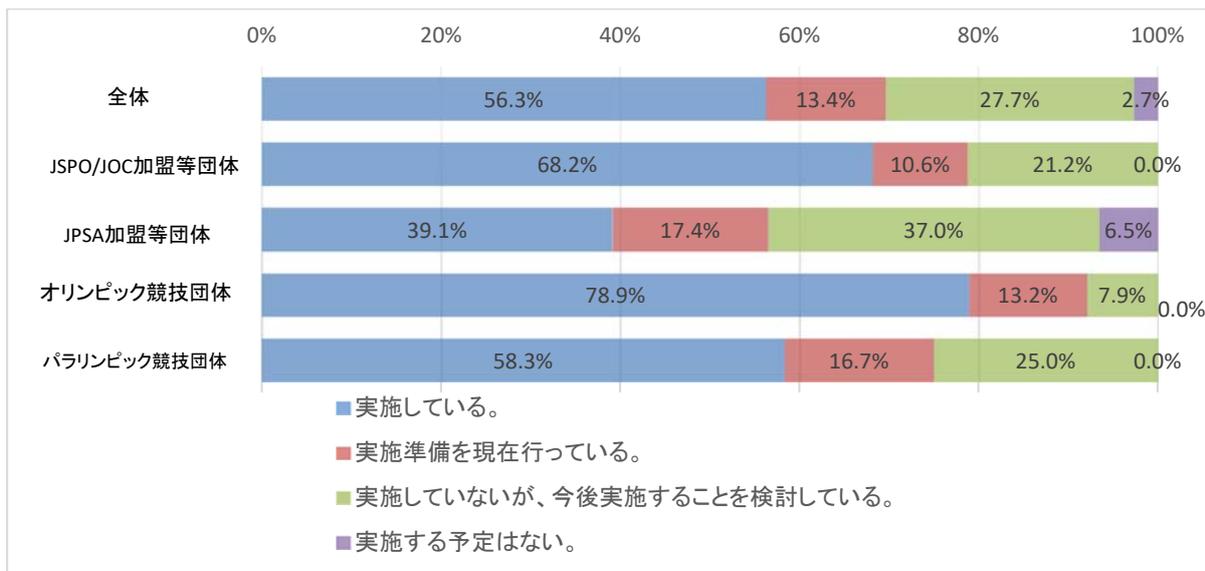
- ・ 理事向け研修会の実施。職員向けe-Learningの実施。
- ・ 役職員向けコンプライアンス研修会を実施
- ・ 評議員会の際に役員職員全員を対象に講師を招いてスポーツマンシップ研修会を実施
- ・ 代表選手についてはアンダーカテゴリー～フル代表全てを代表合宿時に選手研修を実施。リーグ選手については、リーグ及び各クラブにて研修を実施。
- ・ 理事、監事、職員対象にJSP0、スポーツ仲裁機構から講師を招いて研修実施
- ・ 組織役員会議の際に研修資料の配布と説明
- ・ 理事会の中で研修を実施しています。
- ・ NF加盟団体理事長、NF理事、専門委員会委員長クラスを対象としたコンプライアンス研修。(2019年度2回実施。来年度以降も継続実施の予定。)
- ・ 常務理事会、理事会等で各種資料の読み合わせ。職員の研修会時における事例研究等。
- ・ 会議等で参考資料の配布、活動状況の説明
- ・ 理事会・評議員会で周知している。各都道府県協会には「倫理規程」を配布し、協力を要請した。
- ・ 理事対象のコンプライアンス研修の実施
- ・ 大会での研修会開催
- ・ 研修会を開催
- ・ 研修会を実施
- ・ 理事会・社員総会での規定の確認、関連規程の配布
- ・ 強化選手合宿時に外部講師を招聘して年1度行っている。

- 毎年、所属長、指導者対象の各種研修会の中で実施しており、役職員も受講している。
- 倫理規定の内容を合宿等で選手・役員に対し配布、読み上げをし、説明を実施している。
- アスリート委員会等で指定選手等行動規範の読み合わせを実施している。
- 倫理規定、懲戒規定を制定した時点で、関係者全員にその趣旨を周知・徹底した。
- 理事会で都度啓発を行っている。
- 役員に対しては、理事会の際にコンプライアンス委員長からコンプライアンスの現状（時代により変化）について講義を行った。職員に対しては、コンプライアンス委員長がコンプライアンス講義を行った。受講できなかった者には後日講義の録音を聞かせ、全員が受講した。
- 理事会等での確認、研修会の実施など
- 業務執行理事会において実施
- 研修会を行っている。
- 令和2年2月日にJSAAの支援を受けて弁護士による研修を実施した。
- 今年度は、協会事業として、当協会コンプライアンス委員である弁護士先生を講師に、役員に向けたガバナンス、コンプライアンスの研修会を2回実施した。
- 倫理ハラスメント研修を年に1回実施
- 弁護士による講習会の実施。
- 理事会開催時に研修
- 新任理事を対象に、外部専門家を招き研修会を開催している。
- 2018.2019と協会理事会に対して、ガバナンス・コンプライアンスに関して外部講師を招いて研修会を開催している。
- 昨年10月に、役・職員、正会員等を対象としたコンプライアンス・ガバナンス研修会を実施した。
- 日本代表スタッフについては選手と一緒に実施。その他職員についてはJPCが開催する研修会への参加を促している。
- 専務理事理事長会等でコンプライアンス研修を実施している。
- 定例理事会後、役職員を対象に弁護士を講師に招き研修実施
- 委員長会議でのガバナンス、コンプライアンス等インテグリティ講義常務理事会にて情報共有並びに関連資料の役・職員への配布。事業計画においてこれまでの選手、審判、指導者、トレーナーに加え役・職員に対するインテグリティ研修の実施を表明。毎月の常務理事会において組織のトップである会長からインテグリティ確保に手を抜かぬよう指示有。
- 本年の理事会において、弁護士による役員向け教育活動を予定していた（準備完了していたがコロナウイルス影響で中止した）。
- 評議員会において、役職員を対象に日本スポーツ仲裁機構支援制度を活用し、弁護士による説明会を実施。
- 今年度、弁護士を講師に招いて初開催
- コンプライアンス研修会
- 説明会を実施
- 理事会、講習会等における啓発
- 会議(総会、理事会)にて担当から研修・説明を行う。
- 理事会・総会時に実施している。
- 司法書士を講師に招き、講習会を開催した。
- 役員会議・選手合宿・会員研修会（指導者、審判員）で教育講習会等を開催。加盟団体への文書による啓発。

Q 4-(2) 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外)

<集計結果>

- ・ 「実施している」と回答した団体は、全体で56.3%、JSP0/JOC加盟等団体では68.2%、オリンピック競技団体では78.9%という結果であった。
- ・ JPSA加盟等団体で「実施している」と回答した団体は39.1%に留まるが、パラリンピック競技団体のみに着目すると、58.3%という結果であった。



	全体		JSP0/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1 実施している	63	56.3%	45	68.2%	18	39.1%	30	78.9%	14	58.3%
2 実施準備を現在行っている	15	13.4%	7	10.6%	8	17.4%	5	13.2%	4	16.7%
3 実施していないが、今後実施することを検討している	31	27.7%	14	21.2%	17	37.0%	3	7.9%	6	25.0%
4 実施する予定はない	3	2.7%	0	0.0%	3	6.5%	0	0.0%	0	0.0%

「①実施している」を選択した団体の回答

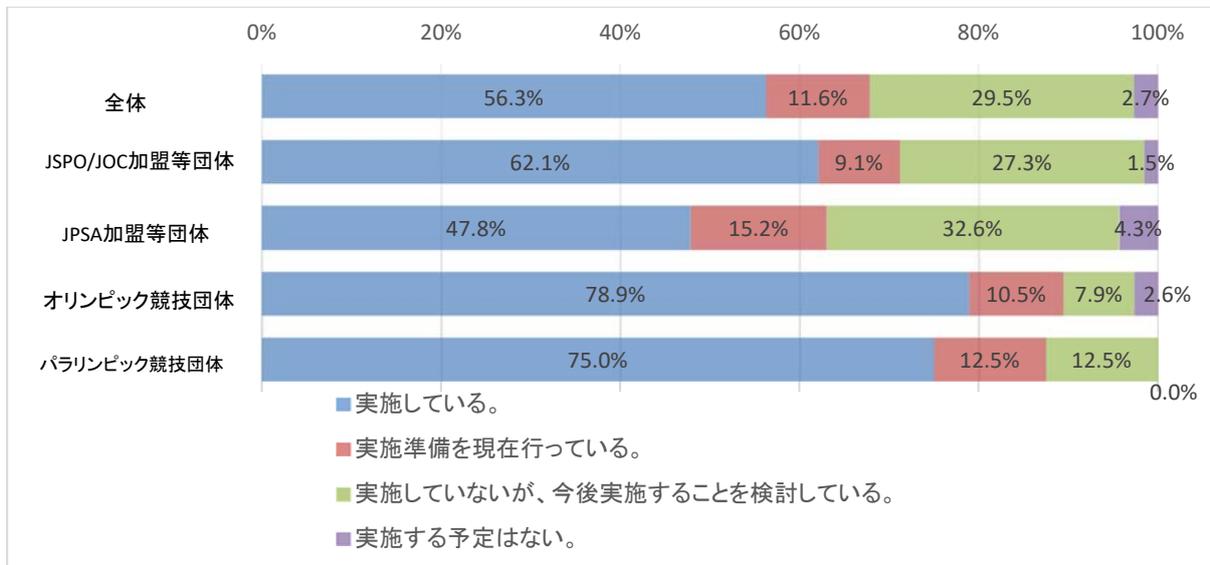
- ・ ホームページにて提供
- ・ 高校総体および国体において指導者向けハラスメント防止研修会を実施
- ・ 各世代の強化合宿において行動規範を中心にコンプライアンスに関する研修を実施している。
- ・ 代表選手については、アンダーカテゴリー～フル代表全てを代表合宿時に研修を実施。リーグ選手については、リーグ及び各クラブの両方で選手研修を実施。
- ・ コーチ、医科学スタッフ、事務局員に対して専務理事、担当理事が講師となり研修実施。JSP0公認スポーツ指導員講習受講者に対して、代表監督が講師となり研修実施。
- ・ 監督、コーチ、スタッフへの倫理、コンプライアンス教育啓発を行ってきた。
- ・ 競技団体毎に合宿において教育活動を行っています。
- ・ オリンピック強化チームについては、JOCの研修において実施いただいている。
- ・ 国内強化合宿時に講習会を行なっている。
- ・ 指導者研修会、コーチセミナー時に講義形式
- ・ 加盟組織からの資料を共有。また、違反防止啓発ブックレットを配布した。
- ・ 指導委員会の研修会時に通達した。
- ・ 合同強化合宿で実施（選手と一緒に参加）
- ・ 大会での研修会
- ・ 研修会にて実施
- ・ 各競技本部会議や専門委員会及び研修会で啓発。
- ・ 合宿等の機会に組み込む

- ・ 統括団体よりの研修会に参加するよう進めている。
- ・ それぞれの立場に応じた研修会を実施しており、各種研修会の中で実施している。
- ・ アスリート委員会で指定選手等行動規範の読み合わせを実施している
- ・ 合宿時におけるスタッフミーティングの中で実施
- ・ 倫理規定、懲戒規定を制定したときに、関係者全員にその趣旨を周知・徹底した。
- ・ 合宿ミーティングで都度啓発を行っている。
- ・ 全日本合宿時に専務理事から、選手、指導者に対し各種規程の概要と重要性の説明を行った。
- ・ 強化合宿の際、研修を行っている
- ・ 研修会を行っている。日々の活動中にも折につけ倫理・コンプライアンスに関する話をするようにしている。
- ・ 4月に指導者及び審判員に対する研修を行った。
- ・ 当協会コンプライアンス委員の弁護士先生を講師に、選手、スタッフ（コーチ）別にコンプライアンス研修を実施した。
- ・ 研修会等で「反社」「ハラスメント防止」等を実施
- ・ 指導者養成講習会、指導者研修会において関係の講習を行っている。また、加盟団体地区連絡会議においては、日本スポーツ仲裁機構やJSCから講師を招き、関係の講義をおこなっている。
- ・ 弁護士による講習会の実施。
- ・ 全国的な合宿開催のおり、メニューの中に、コンプライアンス研修の時間をとっている。
- ・ 昨年10月に実施したコンプライアンス・ガバナンス研修会に、役・職員、正会員以外のスタッフも一部受講した。
- ・ 年1回強化合宿にて実施。専門家や他競技の元日本代表選手等を招いて学んでいる。
- ・ 年1回の選手コーチ全体会議と国内大会の場でJOC講師を招いて実施
- ・ 各種講習会においてコンプライアンス研修を実施している。
- ・ 研修会及び大会開催時における監督会議において、トピック・原則に関し講義や資料配布を実施。機関誌に投稿。
- ・ 「ナショナルチーム選手、コーチ、スタッフ」・「ナショナルチーム選手とスタッフ行動規範」の遵守の徹底。改正倫理規定、腐敗防止規則の内容の周知。法令順守対話（強化本部実施）の充実化。選手、コーチを対象とした情報発信ツールを活用した注意喚起（選手に忍び寄る選手生活リスクに対する情報発信を含む）。外務省作成の中堅・中小企業向け安全対策マニュアルの配布（ゴルゴ13×外務省）。コンプライアンス室所管の通報・相談窓口の他にナショナル選手相談デスクを開設し、選手に近い相談員による対応可（ホームページ上）。暴力行為等に係る各種機関決定の周知活動。選手、特に国際大会に出場する選手に対し忍び寄る選手生活リスクに対する情報提供（公式ホームページにインテグリティ関連情報ページ開設を通じて）。
- ・ 講習会等において行動規範の徹底及びJOCインテグリティ教育を活用し啓発している。
- ・ 本年6月定時総会において加盟団体長向けのガバナンス研修会を企画している。
- ・ 本連盟の指導者層へ研修会で専門家に講演を依頼
- ・ 日本代表選手・スタッフに向けJSC第三者相談・調査委員会作成の「スポーツ指導における暴力・ハラスメントでお困りの場合はご相談ください/STOP DOPING」携帯用カードを配布・説明を行った。
- ・ 毎年1回行っている全日本ナショナルチームメンバー強化合宿において実施している
- ・ 強化委員会、合宿時に開催
- ・ ナショナルチーム合宿中の研修会など
- ・ 監督、コーチ、審判員は制度として存在しないが、普及指導員の講習会等で実施。
- ・ 年一回開催する指導者講習会において啓発活動を行っている。
- ・ 説明会を実施
- ・ JPC研修会等への参加
- ・ 各研修プログラムに組み込み、弁護士等が担当
- ・ 大会の際の講習会
- ・ ナショナルチーム合宿等でのミーティング
- ・ 強化合宿で研修を行っている。
- ・ 全国大会時の監督会議にて実施している。
- ・ 合宿で研修開催している。
- ・ 強化会議の中で、コーチ等の行動規範の確認など。又、強化部長の訓戒があった。
- ・ 代表選手・ナショナルチーム等の合宿においてスタッフに対して啓発講習会を実施。各部会において研修会を計画。
- ・ JOCインテグ担当の方を講師に招き、教育啓発活動を行った。当連盟コンプラ担当より教育啓発活動を行った。JSP0公認コーチ専門科目に該当講義を入れている。（有資格者はJSP0公認指導者資格必須）

Q 4-(3) 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外)

<集計結果>

- ・ 「実施している」と回答した団体は、全体で56.3%と、指導者への教育啓発活動等に関する回答結果と同程度の割合であった。
- ・ オリンピック競技団体及びパラリンピック競技団体に着目すると、それぞれ78.9%、75.0%の団体が選手に対する教育啓発活動等を実施していると回答している。



	全体		JSCO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1 実施している。	63	56.3%	41	62.1%	22	47.8%	30	78.9%	18	75.0%
2 実施準備を現在行っている。	13	11.6%	6	9.1%	7	15.2%	4	10.5%	3	12.5%
3 実施していないが、今後実施することを検討している。	33	29.5%	18	27.3%	15	32.6%	3	7.9%	3	12.5%
4 実施する予定はない。	3	2.7%	1	1.5%	2	4.3%	1	2.6%	0	0.0%

「①実施している」を選択した団体の回答

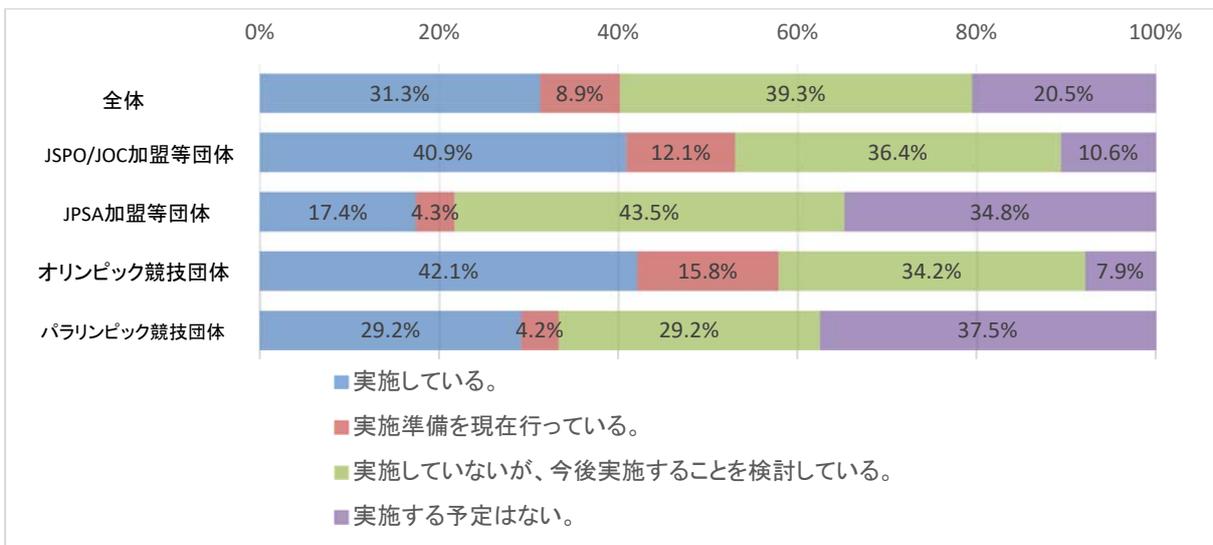
- ・ 安全インテグリティ推進講習会にて各チームの代表者に実施
- ・ 各世代の代表合宿において行動規範を中心にコンプライアンスに関する研修を実施している。
- ・ 代表選手については、アンダーカテゴリー～フル代表全てを代表合宿時に選手研修を実施。リーグ選手については、リーグ及び各クラブの両方で選手研修を実施。
- ・ 代表選手及びスタッフに対して、担当理事・強化本部長が講師となり研修実施。
- ・ デフリンピック強化指定選手への倫理、コンプライアンス教育啓発活動を行っている。(強化指定選手以外の会員に対しては検討中)
- ・ 競技団体毎に合宿において教育活動を実施しています。
- ・ オリンピック強化チームについては、JOC研修の中で実施いただいている。
- ・ 国内強化合宿時に、講習会を行なっている。
- ・ 強化合宿時、大会等において講演等による啓発
- ・ 合宿時にコンプライアンス研修を行っている。
- ・ 合同強化合宿で実施 (ジュニア合宿も同様)
- ・ 大会での研修会
- ・ グレード2以上の全国大会出場選手のインテグリティ教育受講義務付けを2020年度から実施。e-ラーニングも活用している。
- ・ 研修会にて実施
- ・ 大会説明会等で啓蒙。また外部講習会等に参加し、知識の取得に努めている。
- ・ 合宿等に組み込む
- ・ 研修会等に依存しているので、内部で教育ができるよう検討している。
- ・ 中学、高校、大学生向けの合宿を実施しており、講義の中で実施している。

- ・ アスリート委員会で指定選手等行動規範の読み合わせを実施している。
- ・ 合宿の始まる前に30分のミーティングの際実施
- ・ 倫理規定、懲戒規定を制定した時に、関係者全員にその趣旨を周知・徹底した。
- ・ 合宿ミーティングで都度啓発を行っている。
- ・ 全日本合宿時に専務理事から選手、指導者に対し、各種規程の概要と重要性の説明を行った。
- ・ 強化合宿の際、研修を行っている。
- ・ 研修会を行っている。
- ・ JSAAの支援を受けて弁護士による研修を実施した。
- ・ 当協会コンプライアンス委員の弁護士の先生を講師に、選手、役員別に研修会を実施した。
- ・ 研修会等で「反社」「ハラスメント防止」を実施
- ・ 倫理コンプライアンス研修を1年に1回実施
- ・ 加盟団体地区連絡会議（選手も参加）において、日本スポーツ仲裁機構やJSCから講師を招き、コンプライアンスを含むスポーツ・インテグリティに関する講義をおこなっている。
- ・ 弁護士による講習会の実施。
- ・ 年に数回倫理研修を行っている。
- ・ 加盟団体の選手（応募方式）とワークショップ方式のシンポジウムを開催している
- ・ 全国合宿の際に、メニューの中に「コンプライアンス研修」の時間を設定し、啓発活動を実施している。
- ・ 監督コーチスタッフ同様。
- ・ ジュニア選手を対象とした強化合宿にて実施している。
- ・ 年一回の選手コーチ全体会議と国内大会の場を利用しJOC講師を招いて実施
- ・ JOCによるインテグリティ教育
- ・ 強化訓練講習会等においてコンプライアンスを実施している。
- ・ 研修会における講義・資料配布、選手権大会等における資料配布。機関誌に投稿。
- ・ 「ナショナルチーム選手、コーチ、スタッフ」・「ナショナルチーム選手とスタッフ行動規範」の遵守の徹底。合宿時インテグリティ確保、コンプライアンス遵守講義。プロフェッショナル登録申請者に対して事前eラーニング受講の義務化。新規プロフェッショナル登録選手に対し教育研修会の受講必須（未履修者に対する厳格対応—資格停止を含む）。プロフェッショナル登録の更新手続き時にeラーニング研修を義務化。
- ・ 合宿時や講習会のときに、行動規範について説明し、コンプライアンスの徹底を図っている。
- ・ 講習会において行動規範の徹底およびJOCインテグリティ教育を活用し啓発している。
- ・ 毎年1回行っている、全日本ナショナルチームメンバー強化合宿において実施している。
- ・ 強化選手、強化育成選手を対象に強化合宿等で開催
- ・ ナショナルチーム合宿中の研修会など
- ・ 説明会を実施
- ・ J P C 研修会等への参加
- ・ 各研修プログラムに組み込み、弁護士等が担当
- ・ 大会の際の講習会
- ・ 義務研修にて実施している。
- ・ ナショナルチーム合宿等でのミーティング
- ・ Eラーニングによる教育
- ・ 強化合宿で研修を行っている。
- ・ 強化指定選手に対してJOCインテグリティ研修受講を課している。
- ・ 大会などで、冊子の配布。
- ・ 合宿時のミーティングなどで、皆全員で、確認している。
- ・ 強化合宿等のミーティングに組み入れ実施。大会参加者に挨拶の中で注意喚起。ニュース等を活用して対策を喚起。文書による指導。
- ・ JOCインテグ担当の方を講師に招き、教育啓発活動を行った。当連盟コンプラ担当より教育啓発活動を行った。

Q 4-(4) 審判員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。

<集計結果>

- ・ 「実施している」と回答した団体は、全体で31.3%となり、役・職員、指導者、選手への教育啓発活動等と比較すると実施していない団体が多い結果となった。
- ・ また、役・職員、指導者、選手への教育啓発活動等の調査結果と比較すると、「実施する予定はない」と回答した団体の割合も大きい。
- ・ 「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」において、「審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること」（原則5（3））と定められているため、今後、「実施している」又は「実施準備を現在行っている」と回答する団体が増加していくと予測される。



	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1 実施している。	35	31.3%	27	40.9%	8	17.4%	16	42.1%	7	29.2%
2 実施準備を現在行っている。	10	8.9%	8	12.1%	2	4.3%	6	15.8%	1	4.2%
3 実施していないが、今後実施することを検討している。	44	39.3%	24	36.4%	20	43.5%	13	34.2%	7	29.2%
4 実施する予定はない。	23	20.5%	7	10.6%	16	34.8%	3	7.9%	9	37.5%

「①実施している」を選択した団体の回答

- ・ 高校総体においてハラスメント防止研修会を実施（前述4-(2)に包含して実施）
- ・ 審判員講習会において関連する講座を設けて実施している。
- ・ 全国審判長会議で共有した内容に基づき、定期的に各ブロック審判会議・研修会にてインテグリティ研修を実施。また審判ライセンス交付・毎年の更新時に研修を実施。
- ・ 各レフェリークリニックのカリキュラム内でコンプライアンスに関する指導を行った。
- ・ 研修会等で実施している。
- ・ 指導委員会・審判部会にて実施した。
- ・ 全国公認審判員講習会でとりあえず約100名の審判員にインテグリティ教育を実施し、今後全審判員に拡大していく。
- ・ 研修会にて実施
- ・ 審判員研修会で啓蒙。
- ・ 連盟審判員を配置
- ・ 審判員はオリより派遣されるため、パラ側では行っていない。
- ・ 毎年、審判員講習会を実施しており、その中で実施している。
- ・ 国内大会（年3回）の際実施
- ・ 倫理規定、懲戒規定を制定したときに、関係者全員にその趣旨を周知・徹底した。
- ・ 全国大会の審判員や講習会の講師をする審判員を対象に審判員強化研修会を行い、コンプライアンス教育を実施した。今後は都道府県等で行なわれる審判講習会においてコンプライアンス教育を実施する。

- 定期的に審判員講習会の際、研修を行っている。
- 4月に審判員及び指導者に対する研修を行った。
- 審判員研修会において関係の講習を行っている。また、加盟団体地区連絡会魏において、日本スポーツ仲裁機構やJSCから講師を招き、関係の講義をおこなっている。
- 弁護士による講習会の実施。
- 審判委員会を設置し、年1回委員会活動の中で実施している。
- 技術委員会内で実施している。講師を招かず、委員長・部長が実施。
- 審判講習会においてコンプライアンス研修を実施している。
- 研修会の開講式後に情報提供として行っている。
- 審判研修会、大会における審判会議において講義・資料配布。機関誌に投稿。
- 審判講習会等で教育啓発を実施している。
- 本連盟の主催行事で審判となる者を対象とした研修会で専門家に講演を依頼
- 各研修プログラムに組み込み、弁護士等が担当
- 各種会議や大会の際の研修・啓発
- 上部団体で実施。
- 全国大会時の競技役員ミーティング時に実施している。
- 外部講師による講演を企画。コンプライアンスに関する研修、講師：法律事務所の先生を招いて実施。
- JSPO公認コーチ専門科目に該当講義を入れている。(有資格者はJSPO公認指導者資格必須)

## 5 団体運営に関する規程等の整備状況

以下の設問は、スポーツ庁が2019（令和元）年6月に「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」（以下、「ガバナンスコード」という。）<sup>6</sup>を公表したことを受け、ガバナンスコードのうち、特に組織運営に係る規程や施策に関する原則に着目して設問を作成した。各設問に関連するガバナンスコードの原則は以下のとおりである。

設問	関連するガバナンスコードの原則
5-(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則3 (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</li> <li>原則2 (1) ① 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</li> </ul>
5-(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則2 (1) ③ アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること</li> </ul>
5-(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則3 (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること</li> <li>原則7 (2) ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</li> </ul>
5-(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則3 (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること</li> </ul>
5-(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則7 (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと</li> </ul>
5-(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則8 利益相反を適切に管理すべきである。               <ol style="list-style-type: none"> <li>役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること</li> <li>利益相反ポリシーを作成すること</li> </ol> </li> </ul>
5-(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則11 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。               <ol style="list-style-type: none"> <li>NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</li> <li>スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</li> </ol> </li> </ul>
5-(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。               <ol style="list-style-type: none"> <li>有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること</li> <li>不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること</li> <li>危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること</li> </ol> </li> </ul>
5-(9)	

なお、本調査の設問1～4と関連するガバナンスコードの原則は以下のとおりである。

設問	関連するガバナンスコードの原則
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。               <ol style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス委員会を設置し運営すること</li> <li>コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること</li> </ol> </li> </ul>
2	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則9 通報制度を構築すべきである。               <ol style="list-style-type: none"> <li>通報制度を設けること                   <ol style="list-style-type: none"> <li>通報窓口をNF関係者等に周知すること</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>

<sup>6</sup> [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420887.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420887.htm)

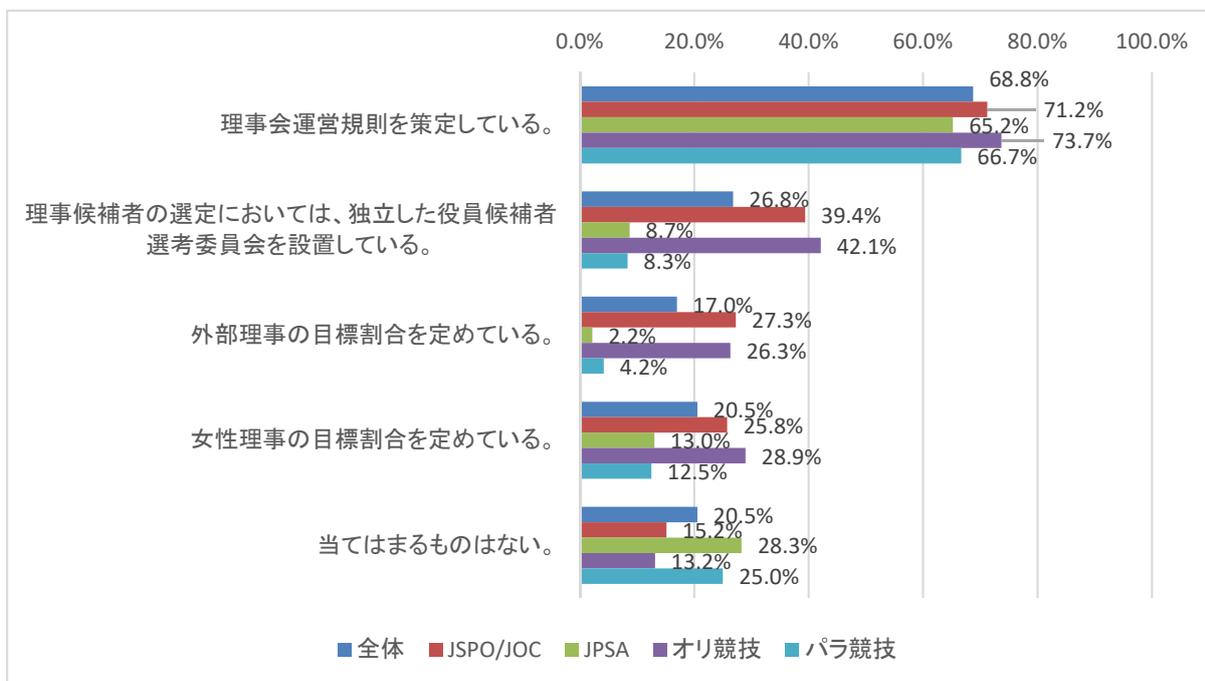
	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すこと</li> <li>③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取り扱いを行うことを禁止すること</li> </ul> <p>(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) NF 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること</li> <li>(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること</li> <li>(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること</li> </ul> </li> </ul>

JSP0、JOC、JPCに加盟する中央競技団体は、2020（令和2）年度よりガバナンスコードに基づく自己説明を公表するとともに、4年に一度、JSP0、JOC、JPCによる適合性審査を受けることになる。そのため、各設問に対する中央競技団体の回答状況も、今後大きく変化していくことが予想される。本調査は、各中央競技団体によるガバナンスコードに基づく自己説明・公表が開始される前の状況に関するデータを提供するものである。

Q 5-(1) 貴団体の理事会運営及び理事の選考に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

<集計結果>

- ・ 「理事会運営規則を策定している」と回答した団体は、全ての分類で65%以上という結果であった。
- ・ その他の項目で「当てはまる」と回答した団体は、軒並み30%を下回る結果となった。また、「当てはまるものはない」を選択した団体は、全体で20.5%という結果であった。

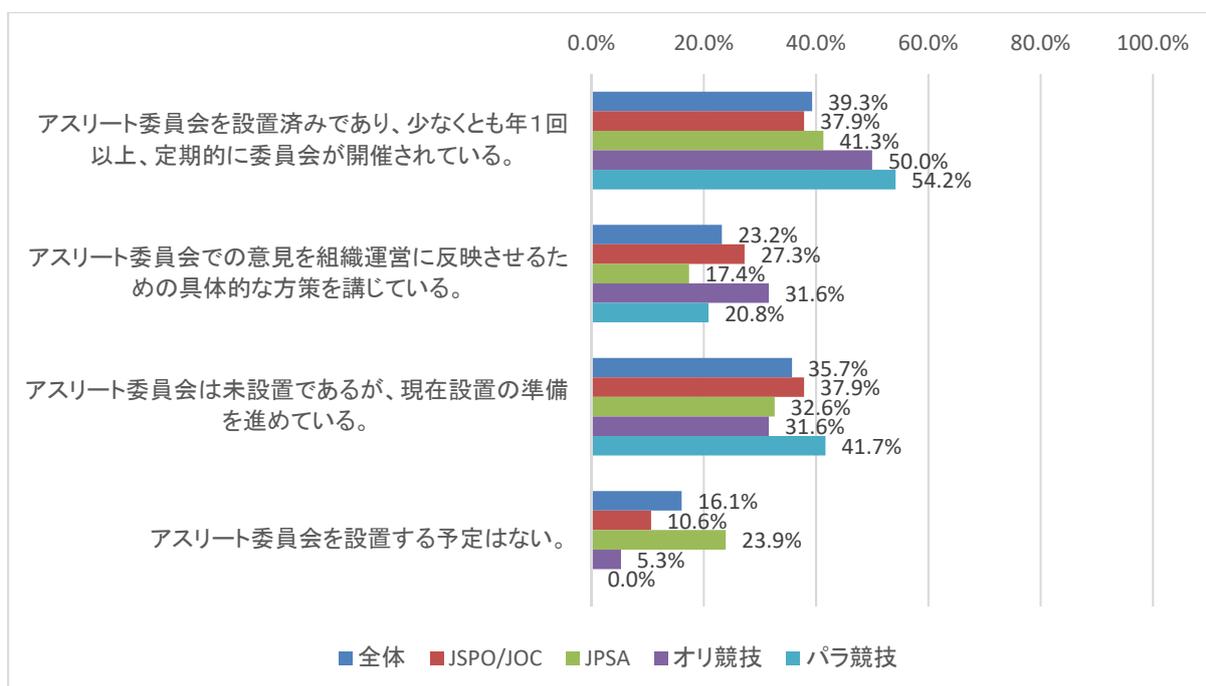


		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1	理事会運営規則を策定している。	77	68.8%	47	71.2%	30	65.2%	28	73.7%	16	66.7%
2	理事候補者の選定においては、独立した役員候補者選考委員会を設置している。	30	26.8%	26	39.4%	4	8.7%	16	42.1%	2	8.3%
3	外部理事の目標割合を定めている。	19	17.0%	18	27.3%	1	2.2%	10	26.3%	1	4.2%
4	女性理事の目標割合を定めている。	23	20.5%	17	25.8%	6	13.0%	11	28.9%	3	12.5%
5	当てはまるものはない。	23	20.5%	10	15.2%	13	28.3%	5	13.2%	6	25.0%

Q 5-(2) 貴団体のアスリート委員会の状況について、当てはまるものを全て選んでください。  
(複数回答可)

<集計結果>

- ・ 「アスリート委員会を設置済みであり、少なくとも年1回以上、定期的に委員会が開催されている」団体は全体で39.3%、オリンピック競技団体で50.0%、パラリンピック競技団体では54.2%という結果であった。
- ・ 「アスリート委員会は未設置であるが、現在設置の準備を進めている」団体は、全体で35.7%、オリンピック競技団体で31.6%、パラリンピック競技団体で41.7%という結果であった。
- ・ 「アスリート委員会を設置する予定はない」と回答した団体は、全体で16.1%、オリンピック競技団体でも5.3%という結果であった。

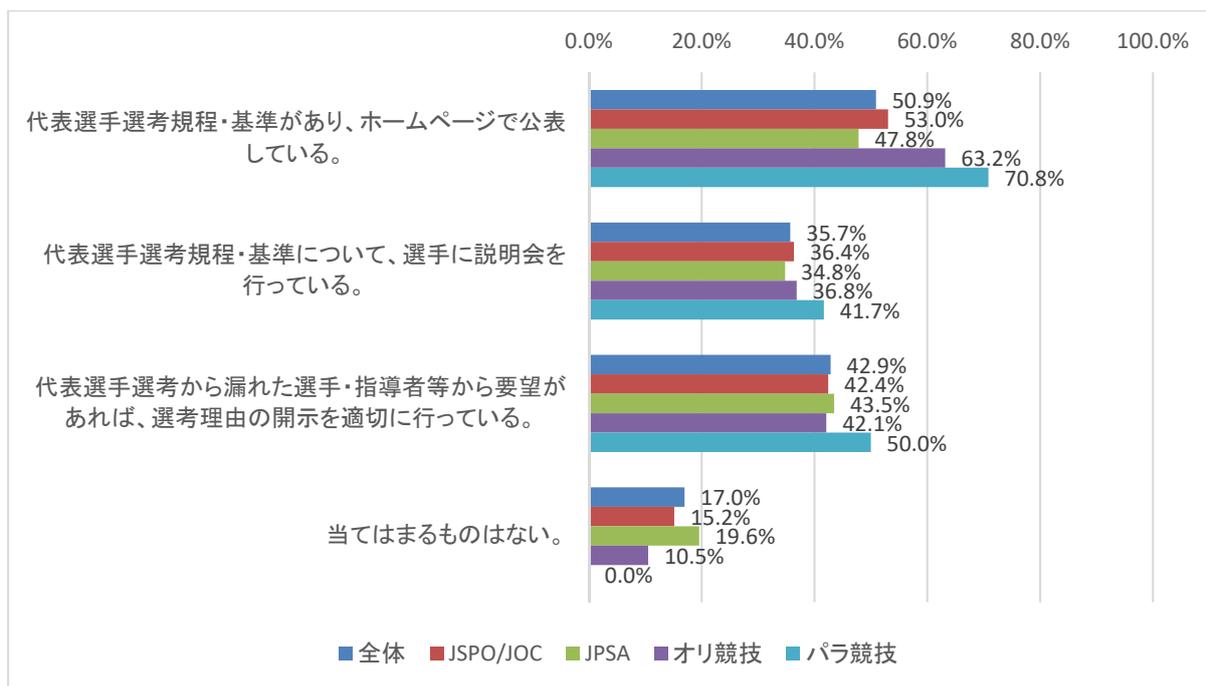


	全体	全体		JSP/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1	アスリート委員会を設置済みであり、少なくとも年1回以上、定期的に委員会が開催されている。	44	39.3%	25	37.9%	19	41.3%	19	50.0%	13	54.2%
2	アスリート委員会での意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じて	26	23.2%	18	27.3%	8	17.4%	12	31.6%	5	20.8%
3	アスリート委員会は未設置であるが、現在設置の準備を進めている。	40	35.7%	25	37.9%	15	32.6%	12	31.6%	10	41.7%
4	アスリート委員会を設置する予定はない。	18	16.1%	7	10.6%	11	23.9%	2	5.3%	0	0.0%

Q 5-(3) 貴団体の代表選手選考に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

<集計結果>

- ・ 「代表選手選考規程・基準があり、ホームページで公表している」団体は、全体で50.9%である一方、オリンピック競技団体では63.2%、パラリンピック競技団体では70.8%となり、比較的公表が進んでいる状況であることが分かった。
- ・ 「代表選手選考規程・基準について、選手に説明会を行っている」、「代表選手選考から漏れた選手・指導者等から要望があれば、選考理由の開示を適切に行っている」と回答した団体は、パラリンピック競技団体を除き、いずれの分類においても50%未満という結果であった。

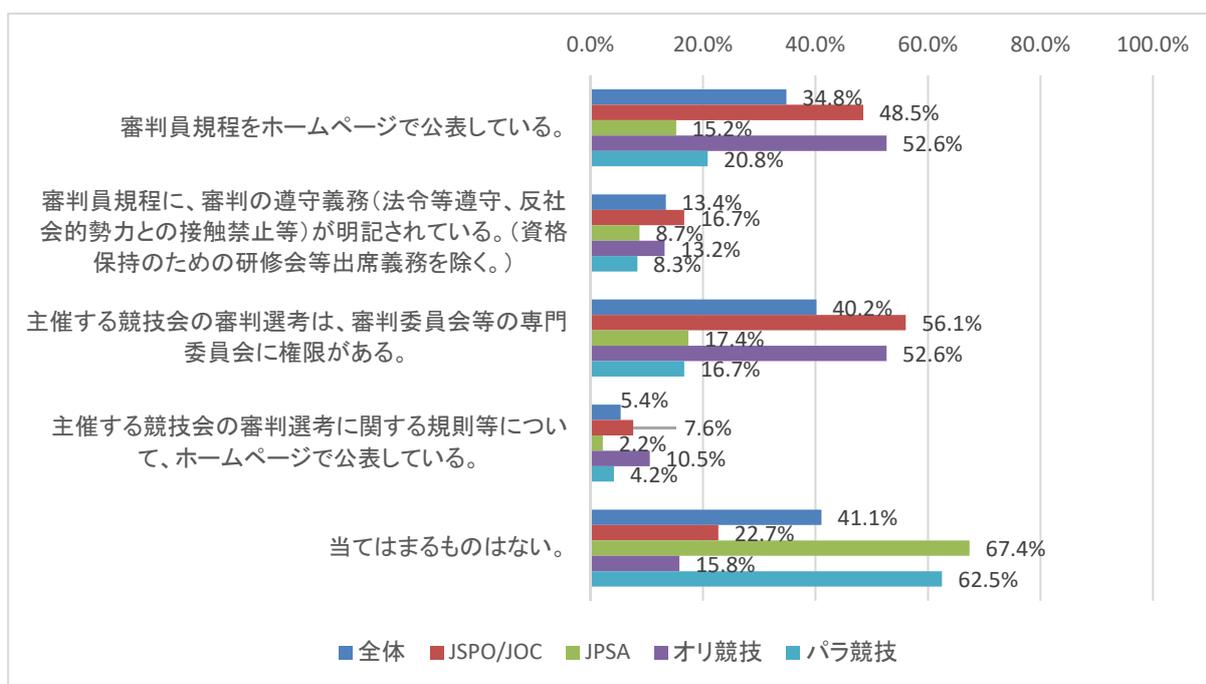


		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1	代表選手選考規程・基準があり、ホームページで公表している。	57	50.9%	35	53.0%	22	47.8%	24	63.2%	17	70.8%
2	代表選手選考規程・基準について、選手に説明会を行っている。	40	35.7%	24	36.4%	16	34.8%	14	36.8%	10	41.7%
3	代表選手選考から漏れた選手・指導者等から要望があれば、選考理由の開示を適切に行っている。	48	42.9%	28	42.4%	20	43.5%	16	42.1%	12	50.0%
4	当てはまるものはない。	19	17.0%	10	15.2%	9	19.6%	4	10.5%	0	0.0%

Q 5-(4) 貴団体の審判員の選考等に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

<集計結果>

- 「審判員規程をホームページで公表している」、「主催する競技会の審判選考は、審判委員会等の専門委員会に権限がある」と回答した団体は、JSP0/JOC加盟等団体及びオリンピック競技団体で50%前後になる一方、JPSA加盟等団体、パラリンピック競技団体では20%未満に留まる結果となった。

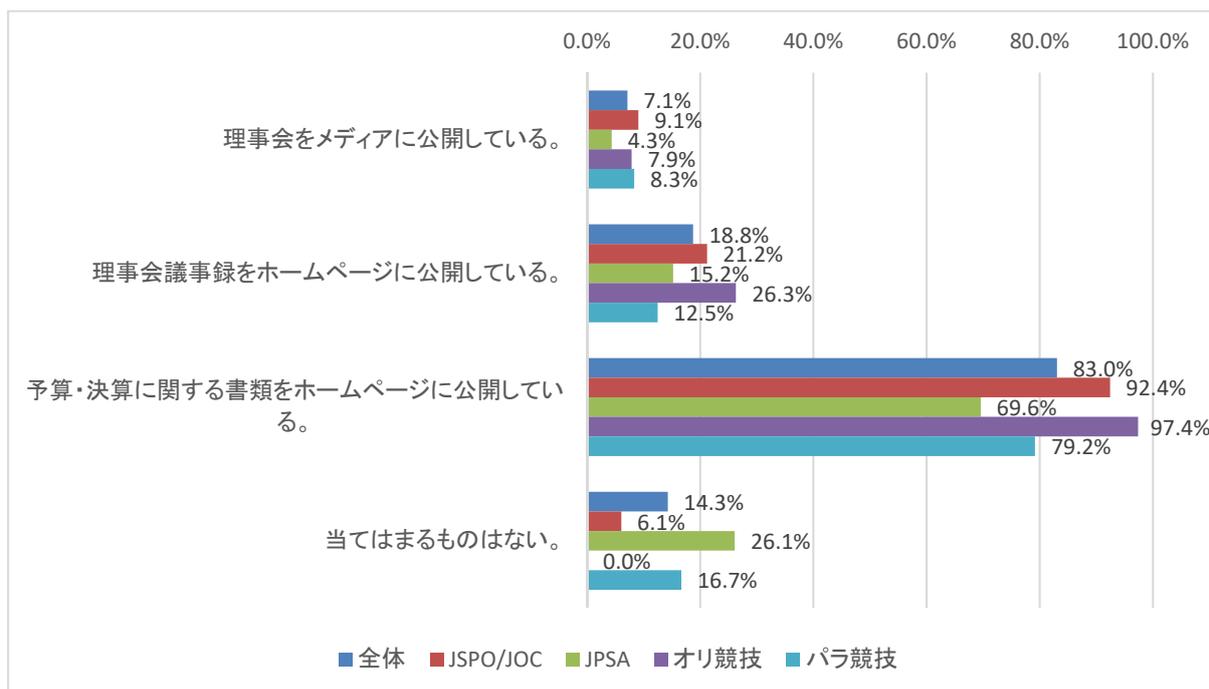


		全体		JSP0/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1	審判員規程をホームページで公表している。	39	34.8%	32	48.5%	7	15.2%	20	52.6%	5	20.8%
2	審判員規程に、審判の遵守義務(法令等遵守、反社会的勢力との接触禁止等)が明記されている。(資格保持のための研修会等出席義務を除く。)	15	13.4%	11	16.7%	4	8.7%	5	13.2%	2	8.3%
3	主催する競技会の審判選考は、審判委員会等の専門委員会に権限がある。	45	40.2%	37	56.1%	8	17.4%	20	52.6%	4	16.7%
4	主催する競技会の審判選考に関する規則等について、ホームページで公表している。	6	5.4%	5	7.6%	1	2.2%	4	10.5%	1	4.2%
5	当てはまるものはない。	46	41.1%	15	22.7%	31	67.4%	6	15.8%	15	62.5%

Q 5-(5) 貴団体の法人運営に関する情報開示の状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

<集計結果>

- 「予算・決算に関する書類をホームページに公開している」と回答した団体は、全体で83.0%という結果であった。全体の39.4%が一般財団法人、一般社団法人、任意団体であることを考慮すると（2頁の法人格別集計表を参照）、比較的、予算・決算に関する情報開示が進んでいる状況であるといえる。
- 他方で、「理事会議事録をホームページで公開している」と回答した団体は、全体では18.8%、オリンピック競技団体でも26.3%という結果であった。

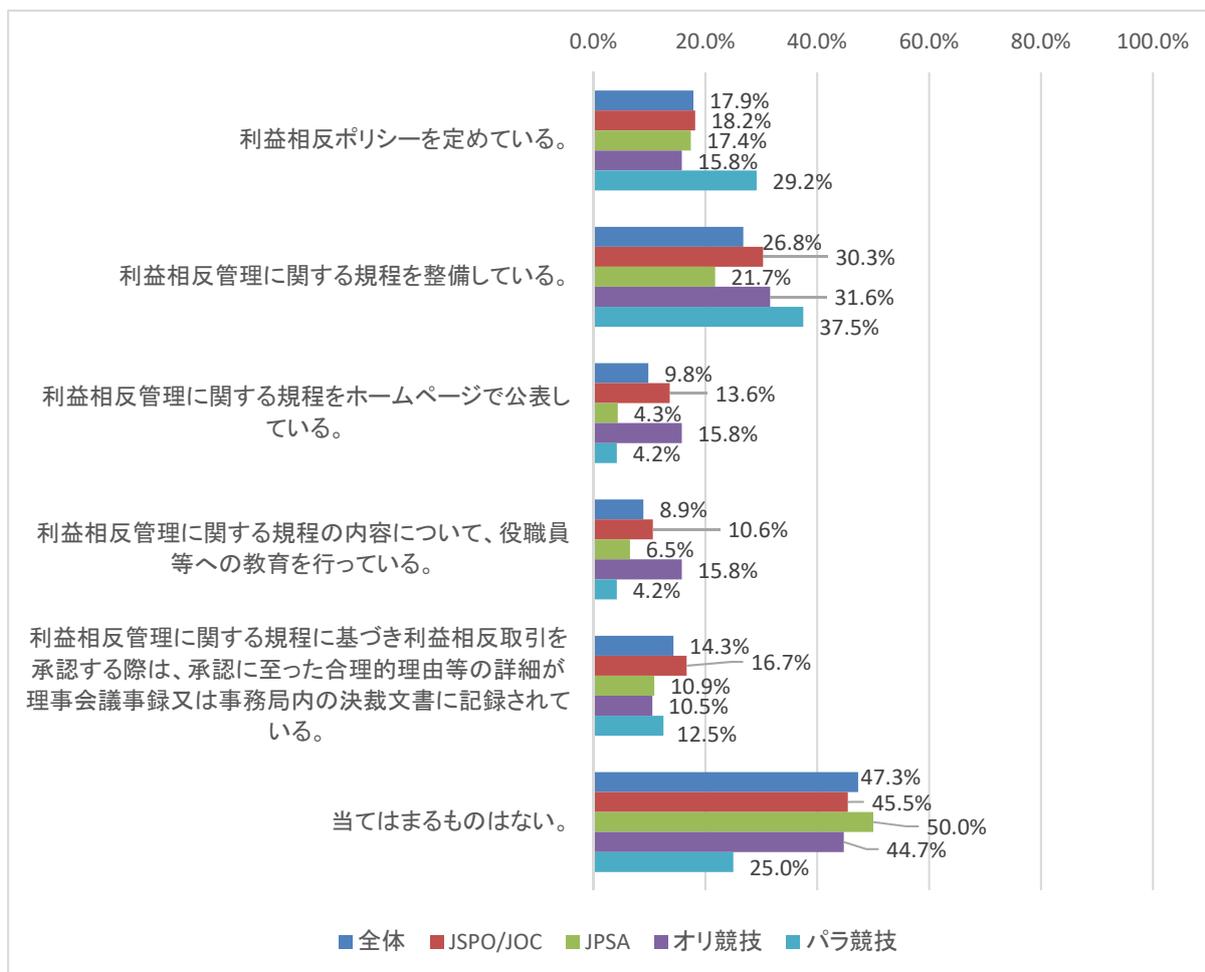


		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
	全体	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1	理事会をメディアに公開している。	8	7.1%	6	9.1%	2	4.3%	3	7.9%	2	8.3%
2	理事会議事録をホームページに公開している。	21	18.8%	14	21.2%	7	15.2%	10	26.3%	3	12.5%
3	予算・決算に関する書類をホームページに公開している。	93	83.0%	61	92.4%	32	69.6%	37	97.4%	19	79.2%
4	当てはまるものはない。	16	14.3%	4	6.1%	12	26.1%	0	0.0%	4	16.7%

Q 5-(6) 貴団体の利益相反管理に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

<集計結果>

- ・ 「利益相反管理に関する規程を整備している」と回答した団体は、いずれの分類においても30%前後という結果であった。
- ・ 全体で47.3%の団体が「当てはまるものはない」と回答しており、規程等の整備が進んでいない分野であることがうかがえる。

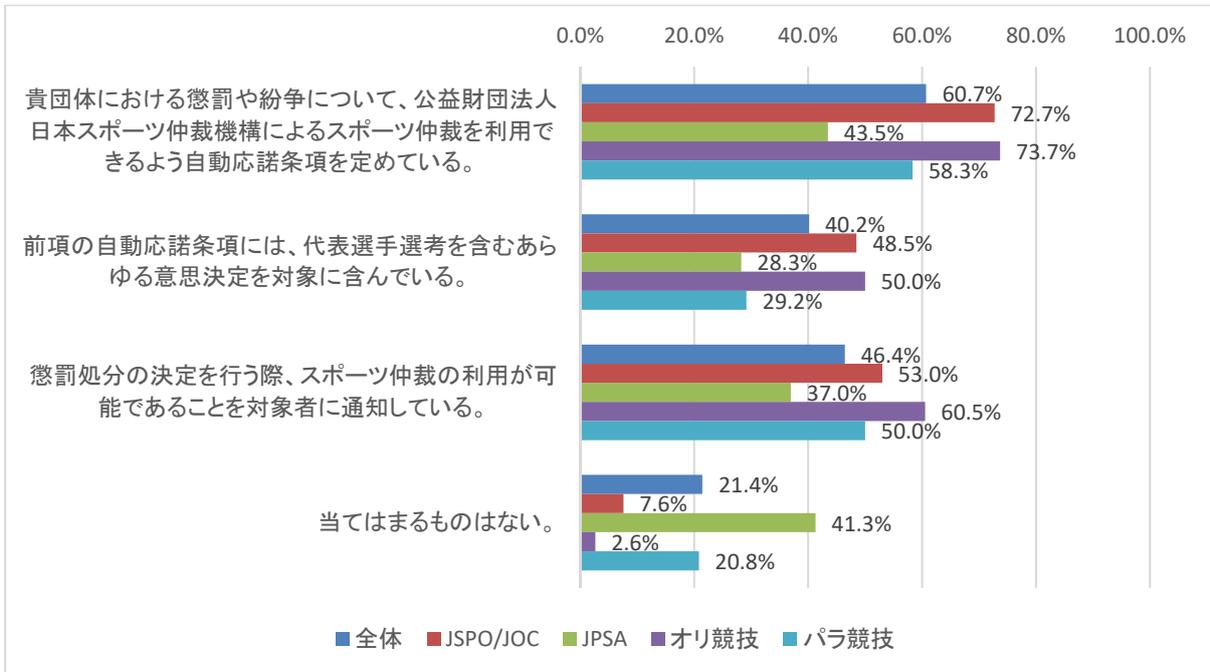


	全体	全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体	112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%	
1	利益相反ポリシーを定めている。	20	17.9%	12	18.2%	8	17.4%	6	15.8%	7	29.2%
2	利益相反管理に関する規程を整備している。	30	26.8%	20	30.3%	10	21.7%	12	31.6%	9	37.5%
3	利益相反管理に関する規程をホームページで公表している。	11	9.8%	9	13.6%	2	4.3%	6	15.8%	1	4.2%
4	利益相反管理に関する規程の内容について、役職員等への教育を行っている。	10	8.9%	7	10.6%	3	6.5%	6	15.8%	1	4.2%
5	利益相反管理に関する規程に基づき利益相反取引を承認する際は、承認に至った合理的理由等の詳細が理事会議事録又は事務局内の決裁文書に記録されている。	16	14.3%	11	16.7%	5	10.9%	4	10.5%	3	12.5%
6	当てはまるものはない。	53	47.3%	30	45.5%	23	50.0%	17	44.7%	6	25.0%

Q 5-(7) 貴団体における選手、指導者等との間の紛争解決への対応について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

<集計結果>

- ・ スポーツ仲裁の自動応諾条項を定めていると回答した団体は、全体で60.7%という結果であった。2016（平成28）年時点で44.6%<sup>7</sup>であったことから、中央競技団体における自動応諾条項の採択が進んでいることが分かった。



		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		112	100.0%	66	100.0%	46	100.0%	38	100.0%	24	100.0%
1	貴団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めている。	68	60.7%	48	72.7%	20	43.5%	28	73.7%	14	58.3%
2	前項の自動応諾条項には、代表選手選考を含むあらゆる意思決定を対象に含んでいる。	45	40.2%	32	48.5%	13	28.3%	19	50.0%	7	29.2%
3	懲罰処分の決定を行う際、スポーツ仲裁の利用が可能であることを対象者に通知している。	52	46.4%	35	53.0%	17	37.0%	23	60.5%	12	50.0%
4	当てはまるものはない。	24	21.4%	5	7.6%	19	41.3%	1	2.6%	5	20.8%

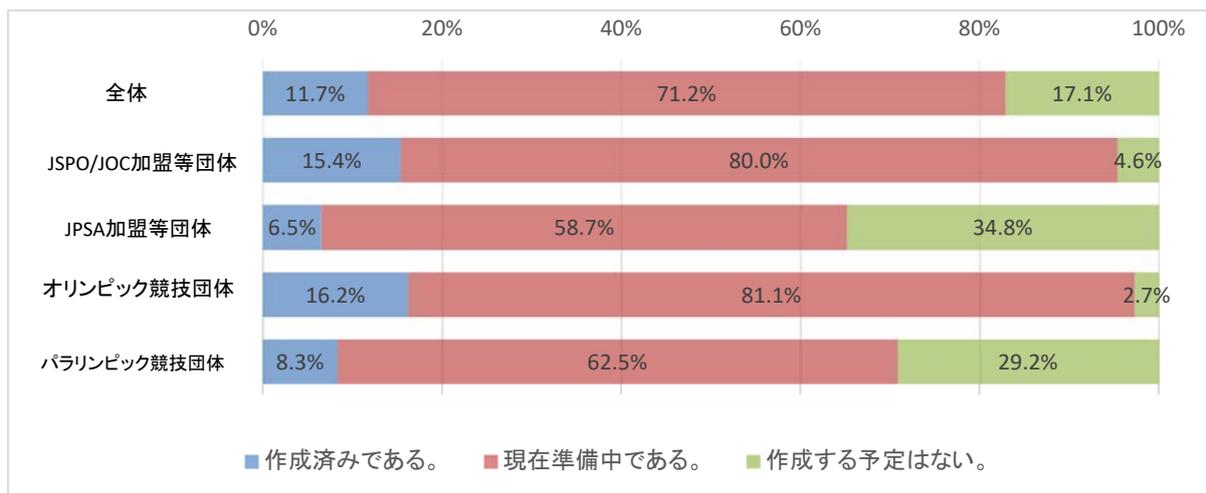
<sup>7</sup> 『スポーツ基本計画』（平成29年3月24日），30頁（4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 ①コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンス強化及びスポーツ仲裁等の推進）

[https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_002.pdf)

Q 5-(8) 貴団体では、倫理・コンプライアンス違反等の不祥事発生への対策として、危機管理マニュアル等の資料を作成していますか。

<集計結果>

- ・ 「作成済みである」と回答した団体は全体で11.7%、JSP0/JOC加盟等団体では15.4%、JPSA加盟等団体では6.5%となっており、大多数の団体は「現在準備中である」と回答している。
- ・ 「作成する予定はない」と回答した団体が、JPSA加盟等団体では34.8%、パラリンピック競技団体でも29.2%と、比較的多い結果となった。

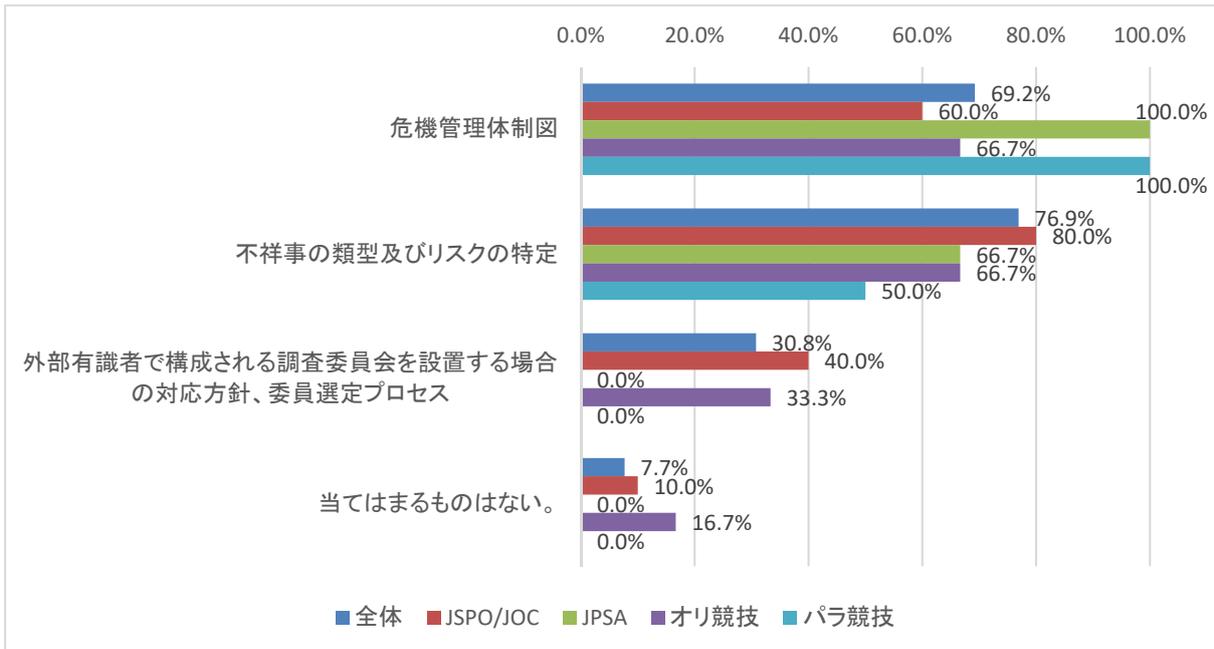


		全体		JSP0/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		111	100.0%	65	100.0%	46	100.0%	37	100.0%	24	100.0%
1	作成済みである。	13	11.7%	10	15.4%	3	6.5%	6	16.2%	2	8.3%
2	現在準備中である。	79	71.2%	52	80.0%	27	58.7%	30	81.1%	15	62.5%
3	作成する予定はない。	19	17.1%	3	4.6%	16	34.8%	1	2.7%	7	29.2%

Q 5-(9) 前問において、①と回答された団体にお尋ねします。以下の中から貴団体が作成した資料に含まれるものを全て選んでください。(複数回答可)

<集計結果>

- ・ 「危機管理体制図」については60%以上の団体が作成している結果となった。
- ・ 「外部有識者で構成される調査委員会を設置する場合の対応方針、委員選定プロセス」を危機管理マニュアル等の資料に含むと回答した団体は、4団体（全体で30.8%）のみであった。ただし、本調査では明らかにできなかったが、倫理委員会規程等、その他の規程等の中で作成されている可能性も考慮する必要がある。



		全体		JSPO/JOC		JPSA		オリ競技		パラ競技	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全体		13	100.0%	10	100.0%	3	100.0%	6	100.0%	2	100.0%
1	危機管理体制図	9	69.2%	6	60.0%	3	100.0%	4	66.7%	2	100.0%
2	不祥事の類型及びリスクの特定	10	76.9%	8	80.0%	2	66.7%	4	66.7%	1	50.0%
3	外部有識者で構成される調査委員会を設置する場合の対応方針、委員選定プロセス	4	30.8%	4	40.0%	0	0.0%	2	33.3%	0	0.0%
4	当てはまるものはない。	1	7.7%	1	10.0%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%

## 資料

- 資料 1 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等の現況に係る調査用紙
- 資料 2 調査対象中央競技団体（JSP0及びJOC加盟等団体）
- 資料 3 調査対象中央競技団体（JPSA加盟等団体）

## 資料 1

### 倫理・コンプライアンス及び団体運営に関する規程の整備等の現況に係る調査用紙<sup>8</sup>

貴団体における倫理・コンプライアンス及び団体運営に関する規程の整備等の現況について、以下の項目に沿ってご回答をお願いします。該当するものに○を、記述欄については具体的に記載ください。

なお、本調査は、中央競技団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等に関する現況を把握するために行うものです。また、2019年6月に「スポーツ団体ガバナンスコード」が策定されたことを受け、団体運営に関する規程等の整備状況についても調査を行うものです。調査結果は我が国のスポーツ・インテグリティに関する諸施策を進めていくうえでの参考資料とするとともに、団体名・回答者名が特定されない形で公開いたします。

ご多用のところ恐れ入りますが、調査にご協力くださるようお願いいたします。

#### 1-(1) 倫理・コンプライアンスに関する規程を整備していますか。

- ( ) ①規程は整備済みである。  
( ) ②規程は整備の途上にあり、改定の作業を現在行っている。  
( ) ③規程は未整備だが、2020（令和2）年度末までに作成する予定である。  
( ) ④規程は未整備であり、2020（令和2）年度末までに作成する予定はない。

注) ④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

--

#### 1-(2) 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の①～③に該当すると考えられる規程を回答してください。

※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

- ( ) ①倫理規程  
( ) ②倫理委員会規程  
( ) ③行動規範  
( ) ④選手派遣規程  
( ) ⑤相談窓口規程  
( ) ⑥処分規程（違反行為を行った者の処分を定めた規程）  
( ) ⑦その他

注) ⑦を選択の場合、具体的な規程名を記載しその内容を説明願います。

--

#### 1-(3) 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。

※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

- ( ) ①ドーピングの禁止  
( ) ②違法薬物の禁止（大麻等違法薬物）  
( ) ③違法賭博の禁止（違法カジノ等）

<sup>8</sup> 網掛けは、平成30年度のアンケート調査項目と比較し、内容を修正した個所及び新たに追加した項目。

- (        ) ④反社会的勢力との関わり禁止
- (        ) ⑤ハラスメントの禁止（暴力、セクハラ等）
- (        ) ⑥差別の禁止（人種差別等）
- (        ) ⑦試合結果の不正操作の禁止
- (        ) ⑧適正な経理処理
- (        ) ⑨私的な利益追求の禁止（横領、背任等）
- (        ) ⑩関係法令の遵守
- (        ) ⑪規程違反があった場合の罰則
- (        ) ⑫その他

注) ⑫を選択の場合、具体的な内容を記述願います。

1-(4) 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。

※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。

- (        ) ①全て公表している。
- (        ) ②一部を公表している。
- (        ) ③公表していない。

2-(1) 倫理委員会（倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ）の設置状況についてご回答ください。

- (        ) ①設置済みである。
- (        ) ②設置準備を現在行っている。
- (        ) ③今後行う予定・検討中である。
- (        ) ④設置する予定はない。

注) ④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

2-(2) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。

※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

- (        ) ①規程に関連の条項がある。
- (        ) ②規程に関連の条項はない。
- (        ) ③わからない。

2-(3) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。

※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

- (        ) ①加えている。
- (        ) ②加えていない。

2-(4) 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。

※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

- (        ) ①倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃

- ( ) ②懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施
- ( ) ③懲戒の可否及び内容の決定又は勧告
- ( ) ④その他

注) ④を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

3-(1) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況についてご回答ください。

(複数回答可)

- ( ) ①設置済みである。
- ( ) ②設置準備を現在行っている。
- ( ) ③今後行う予定・検討中である。
- ( ) ④統括団体の窓口を案内している。
- ( ) ⑤JSCの窓口を案内している。
- ( ) ⑥設置する予定はない。

注) ⑥を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

3-(2) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕についてご回答ください。

※(3)-1で①と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

- ( ) ①役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
- ( ) ②監督、コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
- ( ) ③選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
- ( ) ④組織の不正
- ( ) ⑤ドーピング違反・薬物の乱用
- ( ) ⑥違法賭博
- ( ) ⑦反社会的勢力との関わり
- ( ) ⑧その他

注) ⑧を選択の場合、以下に具体的な相談内容を記述願います。

3-(3) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。

※3-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

- ( ) ①団体内部で運営
- ( ) ②法律事務所等の外部機関に委託して運営
- ( ) ③①及び②の両方
- ( ) ④その他

注) ④を選択の場合、以下に具体的な運営方法を記述願います。

3-(4) 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。

※3-(1)で①、④、⑤のいずれかを選択した団体のみお答えください。複数回答可

- ( ) ①研修・講習会
- ( ) ②機関誌・メールニュース
- ( ) ③ホームページ
- ( ) ④大会における広報
- ( ) ⑤その他

注) ⑤を選択の場合、以下に具体的な相談内容を記述願います。

--

4-(1) 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外)

- ( ) ①実施している。
- ( ) ②実施準備を現在行っている。
- ( ) ③実施していないが、今後実施することを検討している。
- ( ) ④実施する予定はない。

注) ①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

--

4-(2) 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外)

- ( ) ①実施している。
- ( ) ②実施準備を現在行っている。
- ( ) ③実施していないが、今後実施することを検討している。
- ( ) ④実施する予定はない。

注) ①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

--

4-(3) 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外)

- ( ) ①実施している。
- ( ) ②実施準備を現在行っている。
- ( ) ③実施していないが、今後実施することを検討している。
- ( ) ④実施する予定はない。

注) ①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

--

**4-(4) 審判員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。**

- ( ) ①実施している。
- ( ) ②実施準備を現在行っている。
- ( ) ③実施していないが、今後実施することを検討している。
- ( ) ④実施する予定はない。

注) ①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

--

**5-(1) 貴団体の理事会運営及び理事の選考に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)**

- ( ) ①理事会運営規則を策定している。
- ( ) ②理事候補者の選定においては、独立した役員候補者選考委員会を設置している。
- ( ) ③外部理事の目標割合を定めている。
- ( ) ④女性理事の目標割合を定めている。
- ( ) ⑤当てはまるものはない。

**5-(2) 貴団体のアスリート委員会の状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)**

- ( ) ①アスリート委員会を設置済みであり、少なくとも年1回以上、定期的に委員会が開催されている。
- ( ) ②アスリート委員会での意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。
- ( ) ③アスリート委員会は未設置であるが、現在設置の準備を進めている。
- ( ) ④アスリート委員会を設置する予定はない。

**5-(3) 貴団体の代表選手選考に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)**

- ( ) ①代表選手選考規程・基準があり、ホームページで公表している。
- ( ) ②代表選手選考規程・基準について、選手に説明会を行っている。
- ( ) ③代表選手選考から漏れた選手・指導者等から要望があれば、選考理由の開示を適切に行っている。
- ( ) ④当てはまるものはない。

**5-(4) 貴団体の審判員の選考等に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)**

- ( ) ①審判員規程をホームページで公表している。
- ( ) ②審判員規程に、審判の遵守義務(法令等遵守、反社会的勢力との接触禁止等)が明記されている。(資格保持のための研修会等出席義務を除く。)
- ( ) ③主催する競技会の審判選考は、審判委員会等の専門委員会に権限がある。

( ) ④主催する競技会の審判選考に関する規則等について、ホームページで公表している。

( ) ⑤当てはまるものはない。

5-(5) 貴団体の法人運営に関する情報開示の状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

( ) ①理事会をメディアに公開している。

( ) ②理事会議事録をホームページに公開している。

( ) ③予算・決算に関する書類をホームページに公開している。

( ) ④当てはまるものはない。

5-(6) 貴団体の利益相反管理に関する状況について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

( ) ①利益相反ポリシーを定めている。

( ) ②利益相反管理に関する規程を整備している。

( ) ③利益相反管理に関する規程をホームページで公表している。

( ) ④利益相反管理に関する規程の内容について、役職員等への教育を行っている。

( ) ⑤利益相反管理に関する規程に基づき利益相反取引を承認する際は、承認に至った合理的理由等の詳細が理事会議事録又は事務局内の決裁文書に記録されている。

( ) ⑥当てはまるものはない。

5-(7) 貴団体における選手、指導者等との間の紛争解決への対応について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

( ) ①貴団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。

( ) ②前項の自動応諾条項には、代表選手選考を含むあらゆる意思決定を対象に含んでいる。

( ) ③懲罰処分の決定を行う際、スポーツ仲裁の利用が可能であることを対象者に通知している。

( ) ④当てはまるものはない。

5-(8) 貴団体では、倫理・コンプライアンス違反等の不祥事発生への対策として、危機管理マニュアル等の資料を作成していますか。

( ) ①作成済みである。

( ) ②現在準備中である。

( ) ③作成する予定はない。

5-(9) 前問において、①と回答された団体にお尋ねします。以下の中から貴団体が作成した資料に含まれるものを全て選んでください。(複数回答可)

( ) ①危機管理体制図

( ) ②不祥事の類型及びリスクの特定

( ) ③外部有識者で構成される調査委員会を設置する場合の対応方針、委員選定プロセス

( ) ④当てはまるものはない。

調査項目は以上です。調査へのご協力ありがとうございます。

団体名：	
記入者役職：	記入者氏名：
TEL：	E-mail：

資料2

調査対象中央競技団体（JSP0及びJOC加盟等団体）

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	39	公益財団法人全日本なぎなた連盟
2	公益財団法人日本水泳連盟	40	公益財団法人全日本ボウリング協会
3	公益財団法人日本サッカー協会	41	公益財団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
4	公益財団法人全日本スキー連盟	42	公益財団法人日本野球連盟
5	公益財団法人日本テニス協会	43	公益財団法人日本綱引連盟
6	公益財団法人日本ボート協会	44	一般財団法人少林寺拳法連盟
7	公益財団法人日本ホッケー協会	45	公益財団法人日本ゲートボール連合
8	一般財団法人日本ボクシング連盟	46	公益財団法人日本武術太極拳連盟
9	公益財団法人日本バレーボール協会	47	公益財団法人日本ゴルフ協会
10	公益財団法人日本体操協会	48	公益財団法人日本カーリング協会
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	49	公益財団法人日本パワーリフティング協会
12	公益財団法人日本スケート連盟	50	公益財団法人日本オリエンテーリング協会
13	公益財団法人日本レスリング協会	51	公益財団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
14	公益財団法人日本セーリング連盟	52	公益財団法人日本トライアスロン連合
15	公益財団法人日本ウエイトリフティング協会	53	一般財団法人日本バウンドテニス協会
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	54	公益財団法人日本エアロビック連盟
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	55	一般財団法人日本バイアスロン連盟
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	56	公益財団法人日本スポーツチャンバラ協会
19	公益財団法人日本卓球協会	57	一般財団法人日本ドッジボール協会
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	58	公益財団法人日本チアリーディング協会
21	公益財団法人日本相撲連盟	59	公益財団法人日本ペタンク・ブル連盟
22	公益財団法人日本馬術連盟	60	公益財団法人日本ダンススポーツ連盟
23	公益財団法人日本フェンシング協会	61	一般財団法人日本拳法競技連盟
24	公益財団法人全日本柔道連盟	62	公益財団法人日本アメリカンフットボール協会
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	63	一般財団法人日本フライングディスク協会
26	公益財団法人日本バドミントン協会	64	公益財団法人日本ビリヤード協会
27	公益財団法人全日本弓道連盟	65	一般財団法人全日本野球協会
28	公益財団法人日本ライフル射撃協会	66	公益財団法人日本スカッシュ協会
29	一般財団法人全日本剣道連盟	67	公益財団法人日本ボディビル・フィットネス連盟
30	公益財団法人日本近代五種協会	68	一般財団法人全日本テコンドー協会
31	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	69	一般財団法人日本サーフィン連盟
32	公益財団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	70	一般財団法人ワールドスケートジャパン
33	公益財団法人日本カヌー連盟	71	一般財団法人日本カバディ協会
34	公益財団法人全日本アーチェリー連盟	72	特定非営利活動法人日本水上スキー・ウエイクボード連盟
35	公益財団法人全日本空手道連盟	73	一般財団法人日本クリケット協会
36	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	74	一般財団法人日本航空協会
37	公益財団法人全日本銃剣道連盟	75	一般財団法人日本セパタクロー協会
38	一般財団法人日本クレイ射撃協会	76	公益財団法人日本コントラクトブリッジ連盟

\* 網掛けの3団体については、JSP0/JOC加盟団体として集計し、JPSA加盟等団体の集計からは除外した。

資料3

調査対象中央競技団体（JPSA加盟等団体）

1	一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟	37	一般社団法人日本ろう者テニス協会
2	一般社団法人日本パラ陸上競技連盟	38	一般社団法人日本ろうあ者卓球協会
3	一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟	39	一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
4	特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会	40	一般社団法人日本デフバレーボール協会
5	一般社団法人日本ボッチャ協会	41	一般社団法人日本ろう者スキー協会
6	一般社団法人日本障害者カヌー協会	42	特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟
7	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	43	一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟
8	一般社団法人日本障がい者乗馬協会	44	特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟
9	特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会	45	一般社団法人日本知的障害者水泳連盟
10	一般社団法人日本CPサッカー協会	46	一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟
11	一般社団法人日本ゴールボール協会	47	全国アダプテッドエアロビック協議会
12	特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟	48	全日本グランドソフトボール連盟
13	特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟	49	全日本車椅子空手道連盟
14	特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会	50	特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会
15	特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟	51	一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会
16	一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟	52	一般社団法人日本車いすツインバスケットボール連盟
17	一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会	53	特定非営利活動法人日本視覚障害ゴルフフェーズ協会
18	一般社団法人日本パラバレーボール協会	54	日本視覚障害者卓球連盟
19	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	55	日本肢体障がい者ボウリング連盟
20	NPO法人日本車いすフェンシング協会	56	特定非営利活動法人日本障害者ゴルフ協会
21	一般社団法人日本車いすラグビー連盟	57	特定非営利活動法人日本障害者フライングディスク連盟
22	一般社団法人日本車いすテニス協会	58	特定非営利活動法人日本身体障害者野球連盟
23	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会	59	一般社団法人日本スポーツウェルネス吹矢協会
24	特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟	60	特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会
25	一般社団法人日本車いすカーリング協会	61	日本卓球バレー連盟
26	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会	62	日本知的障がい者ソフトボール連盟
27	特定非営利活動法人ローンボウルズ日本	63	日本知的障がい者フットベースボール連盟
28	一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会	64	特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟
29	一般社団法人日本デフバドミントン協会	65	一般社団法人日本電動車椅子サッカー協会
30	特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会	66	日本パラアーティスティックスイミング協会
31	一般社団法人日本ろう武道連盟	67	特定非営利活動法人日本バリアフリーダイビング協会
32	日本ろう者ボウリング連合	68	日本ブラインドテニス連盟
33	一般社団法人日本ろう自転車競技協会	69	日本フロアバレーボール連盟
34	一般社団法人日本ろう者サッカー協会	70	一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟
35	特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会	71	特定非営利活動法人日本車椅子ビリヤード協会
36	一般社団法人日本ろう者水泳協会		